

大妻中学高等学校 & 渋谷教育学園渋谷中学校高等学校 共催

Global Project 2025 Winter Model UN

Background Guide



Let Children Be Children

United Nations General Assembly Special Session on Children 2025
(UNGASS on Children 2025)

Ending Child Exploitation and Protecting Children's Rights

作成：大妻グローバルプロジェクト 有志生徒
監修：大妻中学高等学校 関 孝平 先生

目次

Unit I 会議設定、ミッション、ゴール		
I-1	会議設定	5
I-2	ミッションとゴール	8
Chapter 2 これまでの国際議論と成果		
2-1	主要な国際条約・法的文書	10
2-2	主要な国際会議・成果文書	13
2-3	子どもの搾取・保護に関する主要決議・国際枠組み	15
Chapter 3: 子どもの搾取をめぐる諸課題の分析		
3-1	搾取の定義	17
3-2	児童搾取の三形態	19
3-3	児童労働の定義	21
3-4	児童労働の現状	23
3-5	児童婚	30
3-6	性的搾取(児童買春)	37
3-7	児童の人身取引	42
3-8	企業、投資家、消費者の責任	48
Special Interview		51
2024 年度「国連海洋会議」活動報告		55
参考文献		56

~この冊子の利用について~

この冊子が少しでも模擬国連に取り組む方々のためになるのであれば幸甚です。もしこの冊子を活用あるいは参考いただけるのであれば、著作権を気にせずに使いやすいように自由に編集していただいて構いません(他校・学外でご使用になる場合は、本校名、私たちの名前やメッセージも消してご活用いただくことも問題ございません)。ただし、中で使用している参考文献やそこからの抜粋に関しては、適切に出典情報を記載してください。

模擬国連を通じ、世界平和を考える人が一人でも増えることを願っております。

大妻模擬国連 有志一同

※ 本紙の作成には ChatGPT を文章作成の補助や校正の際に一部利用しています。

はじめに

大妻高等学校 高校1年
立場 美吏 山田 佳果

現在世界では 13人に1人が児童労働に従事しているとされています。その中には日々、命の危険にさらされている者もいます。日本に住んでいる我々は児童労働や児童婚の危険にさらされたり、肌で感じたりすることはあまりないでしょう。しかしながら、児童労働は遠い国の問題ではなく、私たち自身の消費行動にも関係する身近な問題です。私は彼らと同じ「子ども」である者として「子どもにふさわしい世界」をつくるために考える。それこそが日本に生きる私たちに課された責任だと思います。

私が児童労働や貧困に興味を持ったのはある経験があったからです。私は幼い頃マレーシアに住んでいました。マレーシアは近年成長を続けていますが、まだ発展途上国という一面もありました。ショッピングモールに行くと、レジャーシートをひいて物乞いをしている親子が沢山いたり、車で外出すると窓拭きをしている子どももいました。私はその状況を見て貧困問題に興味を持ち、ボランティアに参加したりしてきました。いつか貧困や児童労働という議題で模擬国連をやりたいと思って始めた議題解説書(BG)作成ですが、今回皆さんとこの問題について話せることうれしく思います。

この BG を作成する中で感じたのは、今まで心のどこかでは児童搾取は別世界の話だと考えていました。もちろん児童労働の規模や悲惨さは教科書にも乗っている話で知っていることもありましたし、私自身窓ふきなどの児童労働は見てきました。しかし BG 作成をする過程で実際の映像や現地に行ったことがある方のお話を聞いていると自分の知らない被害や搾取の形態があることを知りました。

今会議は今まで模擬国連では触れられなかった児童売春や性的搾取も含む会議設定にしました。男女という壁を乗り越え、大使として、「すべての子どもをあらゆる搾取から守り、子どもの権利を確実に促進するため、国際社会全体の合意に基づき、具体的かつ実効性のある行動計画を策定する」という mission の達成にご尽力いただければ幸いです。

今回の BG は、顧問の先生方にご指導いただきながら、高校一年生 6 人で作成をいたしました。児童搾取を考えるのは私たちにとって貴重な機会になりました。この BG を模擬国連という多くの中高生が議論し合う場で使用できることを非常に 嬉しく思います。大使もフロントも一丸となってこの課題に真摯に取り組み、学びを深めていきましょう。児童搾取を受けている人々と同じ「子ども」だからこそできる充実した議論そして会議を行えたら幸いです。

2025 年度グローバルプロジェクト BG 作成チーム

大妻高等学校 高校 1 年

立場 美吏 山田 佳果 砂川 陽南 麦倉 夕衣奈 廣瀬 愛 久保木 咲奈

大妻中学高等学校 模擬国連顧問 関 孝平

2025年4月、新学期が始まって間もなくして、生徒たちが私のところにやってきました。「冬会議のBGを書かせていただけませんか」— そう思いを伝えに来たのです。前年2024年12月の「国連海洋会議」の活動報告と動画を完成させたのがちょうど4月上旬。「おいおい、まだ4月だぜ。」…その言葉は飲み込み、ほとんど休む間もなく、700名を集める6月会議の運営と並行して、この冬会議のプロジェクトが動き出すことになりました。

「子どもの権利」や「貧困」をテーマに会議を組みたい— 生徒たちの思いはいつも壮大で、大きな夢に満ちています。しかし、そのアイデアはしばし抽象的で、つかみどころのないところから始まります。生徒の思いを受け止めながら、「どうすれば国連会議として成立するのか」「どうしたら皆にとって意義ある学びになるのか」と一緒に考え、試行錯誤し、軌道修正を重ね、少しづつ形にしていくのです。

その過程で私が最も大切にしているのは、やはり「原点」です。「なぜその課題を皆で学びたいのか」「なぜ中高生がその課題に向き合う価値があるのか」という問です。本校の生徒たちは「模擬国連のための学びはやめよう。学びを体現するための模擬国連にしていこう」という理念を掲げ、模擬国連に取り組んでいます。それこそが、私が誇る大妻模擬国連の生徒たちが代々つないできたレガシーなのです。

今回、「子どもの権利」に焦点を当てようと決めた原点も、生徒の思いにありました。プロジェクトメンバーの一人が、この度ご協力いただいたNPO「Free The Children Japan」の活動に参加をしていたのです。「私たちは恵まれた環境にいる。けれど、そうではない境遇の子どもたちの痛みを、本当に知らない今までいいのだろうか。私たちにもできることがあるはずだ。」そのまっすぐで率直な思いを原動力に、半年かけてこの会議に向けた話し合い、そして議題解説書の執筆にあたりました。

当初、児童婚や児童買春など、「性」に関わるセンシティブな事実をどう扱うかも討議をしました。正直、10代の中高生には話題にしづらいのではないかという懸念もありました。しかし、私たちはこの課題に誠実に向き合おうと決めました。「その被害にあっているのは私たちと同じ子どもなのだから、目を背けてはいけない。語るのをためらってはいけない」「みんなが議題にしづらいからこそ、この会議で向き合う価値を生み出そう。それが国連大使になる私たちの使命である」と。

そしてもう一つ、皆さんに伝えたいことがあります。この議題解説書を作成したメンバーは、決して熟練の大使ではありません。経験もスキルも、まだ発展途上にあります。もしかしたら会議で十分に活躍ができないかもしれません。しかし、いや、だからこそ、この冬会議を主催することに大きな意義があります。BGを書くことやフロントを務めることは、決して「熟練者の特権」ではありません。模擬国連はゲームでもなければ、順位を競い合い、上級者がマウントを取る場でもありません。「強い大使がBGを書くべき」「熟練の大使だけがフロントに立つべき」という風潮があるとすれば、それは驕りであり、模擬国連の理念に相反する態度です。私たちはなぜ模擬国連をするのか。

スキルや経験にいかかわらず、模擬国連の機会と価値は、その理念を大切にする全ての人に等しく開かれています。挑戦したいという思いが大切です。今回、彼女たちが勇気をもって「BGを書きたい」と私に伝えに来てくれ、実際に行動に移し、この素晴らしいBGを書き上げたことを、私は誇りに思います。皆さんにも、彼女たちの思いが届くことを願っています。一人でも多くの生徒が目を輝かせながら国際平和を希求し、模擬国連を楽しんでくれることを期待しています。ぜひみんなの力で社会を変えよう。さあ、みんなで最高の模擬国連をつくり上げよう!

Chapter I：会議設定、ミッション、ゴール

I-I

会議設定

今回の会議設定

議場：国連子どものための特別会議 2025

United Nations General Assembly Special Session on Children 2025
(UNGASS on Children 2025)

日時：2025年12月26日、27日

議題：Ending Child Exploitation and Protecting Children's Rights

児童搾取の根絶と子どもの権利の保護

国連子どものための特別会議 2025 (UNGASS on Children 2025)

国連子どものための特別会議は、2002年にニューヨークの国連本部で開かれた、世界で初めて「子どもの権利」だけをテーマにした国際会議です。この会議では、各国が1989年に採択された「子どもの権利条約」の実施状況をふり返り、新しい国際行動計画「A World Fit for Children（子どもにふさわしい世界）」が全会一致で採択されました。また、世界中から約400人の子どもたちが代表として参加し、自分たちの考えや願いを直接国連の場で伝えたことでも知られています。この会議以降、同じ規模の「子どものための特別会議」は開かれていません。しかし、子どもの権利や安全を守ることは、今も世界共通の大切な課題です。

今回は、この会議から23年後の2025年に「第2回 国連子どものための特別会議」が開かれるという設定で考えます。実際に予定されている会議ではありませんが、私たち自身が世界のリーダーの立場に立って、子どもの権利をどう守り、どんな未来をつくっていくべきかを考えるための学びの場とします。

成果文書について

2002年に開かれた国連子どものための特別会議では、会議の成果として、「A World Fit for Children（子どもにふさわしい世界）」という宣言と行動計画が全会一致で採択されました。この文書は、児童の権利条約の理念を具体的な行動に移すための国際的な約束として、世界各国の政策や教育、保健、保護の分野で今も重要な指針となっています。

今回の「第2回 国連子どものための特別会議 2025」では、その精神を受け継ぎつつ、会議のミッションに沿って新たな成果文書をまとめることを目指します。その文書には、児童の権利条約の実施をさらに進め、児童労働、児童婚、性的搾取など、子どもの搾取をなくすための行動や提言を盛り込みます。

成果文書の名称について

今会議でも、2002年と同様に、スポンサー全員の合意に基づいて成果文書の名称を付けて提

出してください。提出していただく成果文書自体は従来の決議案ですが、タイトルとして成果文書の名称を記載していただきます。このタイトルがメディア等を通じて、世界の人々へのメッセージとして伝えられます。

採択条件

国連子どものための特別会議は、児童の権利条約の理念を実現するために、中長期的な国際的行動計画を策定する会議です。その取り組みには、すべての参加国が合意することが原則です。「子どもの権利を守る」というごく当然のゴールを掲げた会議において、国連が決議をコンセンサスで採択できないという状況は考えられません。そのような姿を国際社会、そして子どもたちに見せられません。実際の国連においても、この種の会議はコンセンサス採択以外の結末はありません。子どもの権利の保護は、国際社会にとって最も基本的で普遍的な価値の一つであり、その点で合意できないのであれば、より複雑で利害が対立する議題の合意など到底見込めません。

したがって、実際の国連会議においては、スポンサー（提出国）を限定したり、複数の決議案を採択したりすることは想定されていません。また、採択方法は全会一致（コンセンサス）が原則であり、投票による採択は行われません。しかし、模擬国連というプログラムの性質、そして時間的な制約を鑑みて、今会議では以下のように設定いたします。

- ・今会議の成果文書はコンセンサスを採択条件とします。投票方法はコンセンサス投票のみとし、
採択に反対もしくは棄権が1か国でもあれば否決といたします。また、ロールコール投票が提案された場合もその時点で決議案は否決されます。
- ・今会議では、模擬国連という学習活動の特性を踏まえ、複数の決議案の提出を認めます。複数の決議案が採択された場合には、採択されたすべての決議の内容に履行義務が生じるものとします。ただし、これは最終的な国際的合意が複数存在するという意味ではなく、後日開かれる会議で、各決議の内容を統合し、最終的に1本の成果文書としてまとめるという設定とします。
- ・全参加国が提出国となる場合であっても、決議案にはスポンサー国をアルファベット順に全て記載してください。

仮に全ての決議案が否決された場合、今会議は何の成果も示すことができなくなります。国益をぶつけあい、安易に妥協することなく激しく議論、交渉しながらも、世界の全ての子どもたちのために確固たる会議成果を国際社会に示し、人類共通の課題に団結して立ち向かえるように大使の皆様にご尽力いただくようにお願いいたします。

「子ども」から焦点を離さない

労働問題、売春、女性差別、人身取引は大人でも大きく巻き込まれている問題です。しかし、今回の会議は「子どものための特別会議」です。議論、決議案が子どもから焦点が離れないように注意してください。

用語について

今会議では、類似した用語がいくつか登場します。非公式討議ではどのような言い方でも構いませんが、PPP や決議案などの公式文書およびスピーチ（公式発言）では、以下の用語を統一して使用してください。

子ども 児童	一般的に子どもを指す場合、原則としては「児童」ではなく「子ども」としてください。その他、「児童の権利」ではなく、「子どもの権利」としてください。ただし、「児童労働」、「児童婚」、「児童の性的搾取」については、この表記のまま使用してください。その他、例えば「児童基金」など、一般名詞として使用いただくことは可能です。英語では child/children で統一してください。
Labour	Labor、Labour という 2 つのスペルがありますが、この国際会議では Labour で統一をしてください。
人身取引	「人身売買」ではなく、「（子どもの）人身取引」という用語を使用してください。英語では Human trafficking／Child trafficking といたします。ただし「子どもの売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」（P.11）のように「売買（英語:sales）」という名称ですでに名前が付いているものはそのまま「売買/sales」としてください。英語では sales となります。
児童買春 性的搾取	児童売春だけではなく、児童ポルノ等も含めて、「子ども（児童）の性的搾取」という用語が公文書としてはより一般的なようです。英語では child sexual exploitation してください。

Mission of the Conference

すべての子どもをあらゆる搾取から守り、子どもの権利を確実に促進するため、国際社会全体の合意に基づき、具体的かつ実効性のある行動計画を策定する

今会議は、上記のミッションを達成するための主要なターゲットとして、児童労働・児童婚・児童買春の3つの搾取を重点課題として取り上げ、その撲滅を目指します。また、これら3つの搾取はしばしば人身取引を通じて深刻化することから、子どもを人身取引から保護し、搾取の連鎖を断ち切ることも重要な目標とします。

ゴール1 児童労働の撲滅

子どもを危険で有害な労働から守り、学びと成長の権利を保障する。

ゴール2 児童婚の廃絶

すべての子どもが、成熟前の結婚を強いられず、自らの人生を選べる社会をつくる。

ゴール3 児童買春・性的搾取の根絶

子どもの性のあらゆる商品化を許さず、安全と尊厳を守り抜く。

ゴール4 児童の人身取引の防止と解消

子どもを取引や移送の対象にさせず、搾取の連鎖を断ち切る。

これら4つは「論点」ではありません。あくまでも達成すべき「ゴール」です。では、論点は何か。例えば「普遍的人権と文化・宗教的価値観のギャップをどのように埋めるのか」といったようなことです。従来の模擬国連では、最初から論点が設定されています。議論が広がりすぎないために論点が必要だからです。しかし、本来であれば各自が課題とミッションを深く分析する中で、自ら問題点を見つけ、論点を設定するものです。それこそが、問題の本質を探る「課題探究」の姿勢であり、本会議が重視する学びのプロセスでもあります。

本冊子では、あえて「論点」を明示していません。その代わりに、多様な考え方を示しています。それらの情報を読み解き、リサーチを進めていく中で、皆さんのが論点を浮かび上がらせてください。

短期・中期・長期の3つのアプローチを提示する

課題解決の基本は、「短期的、中期的、長期的な政策を考え、それらを同時にスタートすること」です。特に、本議題のように「目の前に救うべき人がいる、対処すべき問題がある」という場合は、3つのアプローチのバランスや段階的な設定が重要です。

短期的アプローチ	目の前の問題に対処することで、即効性のある解決策。ただし、目の前の問題への対処が主眼なので、必ずしも根本的な課題解決には至らない。 例) 消防法違反を罰する、パトロールを強化する。
中期的アプローチ	社会と制度、環境を変えることであり、ハード面の整備を進める解決策。 (外発的行動変化) 例) 消防設備を整える、補助金を付けて防火剤への買い替えを促す。
長期的アプローチ	人の意識とマインドといったソフト面の変容を求める解決策(内発的行動変化)。 例) 火事の起こりにくいまちづくりを作るとともに、人々の防災への理解と意識を高め、災害が起こらないような行動変化を促す。

人権は最も尊い「発明」

人権は自然界において「当然のもの」ではありません。人権という概念は、長い歴史の中で人類が作り出した最も尊い「発明」です。自然発生的には存在しないこの人権を普遍的価値として受け継いでいくには、社会が継続的に努力をし、次の世代がその意味を学び、守り、発展させていく仕組みが不可欠です。

人権は、一度確立されたら自動的に存続するものではありません。社会の不安定化、経済的格差、戦争、偏見や差別といった要因によって、容易に脅かされる脆弱な価値もあります。だからこそ、制度・教育・文化の三つを通じて人権を守る「不变の努力と責任」が必要となるのです。

人権と義務

人権と表裏一体なのが「義務」です。この世は理想郷ではありません。自然発生的には存在しない脆弱な「人権」が存在し、守っていくには、誰かに「守る義務」を負わせていくことが不可欠です。皆が自動的に、自主的に、主体的に「守る責任」を果たすことは、残念ながらありません。だからこそ、「守るべき権利」を生じさせるのなら、「その権利を守る義務」も同時に生じさせなくてはいけないのです。「国家、自治体、企業、個人、消費者など、あらゆるレベルのステークホルダーにどのような義務を生じさせ、どのようにその義務を果たさせるのか」、これを具体化することが実効性のある決議案を作ることとイコールだという意識を常に持って会議に臨んでください。

アウト・オブ・アジェンダ(議論してはいけない項目)

今会議では自由かつ本質的な議論を担保するために、明確なアウト・オブ・アジェンダは設定いたしません。各国代表が重要だと認め、全ての参加大使が理解し、納得できるものであれば、自由に議論することを認めます。

ただし、この会議はであり、経済対策、貧困対策、国際犯罪に主眼を置いた委員会ではなく、「国連子どものための国際会議」であるということを意識し、子どもための議論を常に中心に置くようお願いいたします。

「子どもの搾取」という問題は、社会構造・文化・経済・教育・ジェンダーなど多くの要因が複雑に関わっており、多角的な視点からの意見交換が期待されます。

Chapter 2: これまでの国際議論と成果

2-1 主要な国際条約・法的文書

子どもの権利条約(CRC: Convention on the Rights of the Child, 1989)

8歳未満のすべての子どもを「権利をもつ主体」とみなし、あらゆる子どもが基本的人権を十分に享受できるようにすることを目的とした国際条約です。子どもを保護の対象としてだけではなく、「一人の人間として固有の権利をもつ存在」として位置づけ直した点で、世界的な価値観の大きな転換点となりました。

この条約では、教育、医療、安全、暴力からの保護、意見表明など、子どもの生活に関わる幅広い領域が対象となっており、子どもの権利が包括的かつ体系的に定められています。また、各国政府が子どもの最善の利益を最優先に考えることを義務づけている点も特徴です。

この条約は国際条約の中でも史上最も多くの国が批准しており、世界規模で子どもの権利を保障するための共通の基準として広く受け入れられています。これにより、各国の法制度や政策の改善が進められ、子どもを取り巻く環境をより良いものにしていく国際的な取り組みが強化されました。こうした子どもの権利条約の理念を具体化するために、条約では特に重視される「4つの基本原則」が示されています。これらの原則は、すべての子どもに関わる政策や判断の基礎となる考え方であり、各国が子どもの権利を保障していく上で欠かすことのできない柱となっています。

子どもの権利条約 4つの基本原則

1. 差別の禁止

すべての子どもは子供自身や親の人種、国籍、性、意見、障害、経済状況など、どのような理由・状況でも差別されない権利

2. 子どもの最善の利益

子どもに関するあらゆる行動や決定がなされるとき、その子どもにとって何が一番よいかを最優先に考えてもらう権利

3. 生命・生存・発達の権利

すべての子供の命が尊重され、生まれながらの才能を生かせる医療、教育、生活への支援を保障される権利

4. 意見表明の尊重

子供は自由に意見を表明することができ、大人はその意見を子供の成長段階に応じて十分に考慮される権利

子どもの権利条約の3つの選択議定書(Optional Protocols)

選択議定書とは、既存の条約を補完し、追加するものです。選択議定書は、元の条約よりも義務が厳しい場合があり、加盟国が自らの判断でそれに拘束されるか否かを選択しなければならないため、「選択議定書」と呼ばれます。

① 武力紛争への関与に関する選択議定書

Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict (OPAC)

「武力紛争への関与に関する選択議定書(OPAC)」は、2000 年に国連総会で採択され、2002 年に発効しました。この議定書は、子どもの軍隊への徴兵を明確に禁止しています。これにより、各国は 18 歳未満の者の戦争への入隊を禁止する義務と公的責任を負うことになりました。議定書によれば、子ども兵士とは、性的奴隸、家事奴隸、調理人、未成年者、地雷除去兵など、強制的に徴兵される者も自発的に徴兵される者も含みます。また、この議定書は武力紛争中の子どもの保護も目的にしています。

② 子どもの売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書

Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography (OPSC)

「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書(OPSC)」は、2000 年に国連総会で採択され、2002 年に発効しました。この議定書は、児童の売買、児童買春、児童ポルノといった深刻な人権侵害と闘ううえで、国民への意識啓発と国際協力の重要性を強調しています。また、この議定書では「児童の売買」「児童買春」「児童ポルノ」の犯罪としての定義を明確に示しています。さらに、政府に対して、これらの犯罪に関連する行為を国内法で犯罪化し、厳しく処罰する義務を定めています。

③ 子どもの権利条約の通報制度に関する選択議定書

Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on a communications procedure (OPIC)

「子どもの権利条約の通報制度に関する選択議定書(OPIC)」は、2011 年に国連総会で採択され、2014 年に発効しました。この議定書は、子ども自身が、自分の権利が侵害されたと感じたときに国連の子どもの権利委員会に直接訴えることができる仕組み（“通報制度”）を整えるものです。また、この議定書は、子どもが声をあげる権利を保障し、権利侵害を国際的に可視化することで、各国の制度改善を促す重要な役割を果たしています。さらに、政府に対して、子どもの権利侵害を迅速かつ公正に救済するための国内の仕組みを整備し、その運用状況を透明にする義務を定めています。

2019年:CRC 採択 30周年記念会合(Geneva)

CRC(子どもの権利条約)が採択されてから30年がたった記念の会議では、世界中の国々が、これからも子どもの権利を大切に守っていくという決意を「グローバル・プレッジ(Global Pledge)」という形で改めて示しました。グローバル・プレッジとは、簡単に言うと「子どもの権利を守るために、みんなで力を合わせて取り組んでいこう」という世界の約束です。

この会議では、子ども権利条約が採択されてからの30年の振り返りを行いました。学校に通える子どもが増えたことなどの前進が確認された一方で、貧困、紛争、差別、インターネットでの危険など、まだ解決できていない問題も多いことが指摘されました。

2023年:国連総会「Rights of the Child」決議(デジタル環境)

さらに、2023年には、国連総会で「子どもの権利」についての新しい決議が採択され、その中心となったのが「デジタル環境における子どもの権利」です。インターネットやスマートフォンが当たり前になった今、オンライン上で子どもを守ることがこれまで以上に重要になっているためです。

この決議では、データ保護およびプライバシーに関する強力な国内法を整備することを各国に求めるとともに、民間セクター(企業)にも子どもの権利を尊重する明確な責任があると示しました。特に、企業は自社の商業的利益を子どもの最善の利益より優先させてはならないと強調しています。データ保護およびプライバシーに関する強力な国内法を求めるとともに、民間セクターには子どもの権利を尊重する責任があり、企業は商業的利益を子どもの最善の利益よりも優先させるべきではないと強調しました。

さらに、SNSやオンラインゲーム、動画配信サービスなど、子どもが日常的に利用するデジタルサービスについても、子どもの安全や健康への影響を十分に評価し、必要な保護策を講じることが求められました。また、アルゴリズムやAIによるおすすめ表示が子どもの行動や発達に与える影響にも注意を払い、過度な依存を生み出したり、不適切なコンテンツにつながったりしないよう配慮する必要があると指摘されています。

ILO 関連条約

児童労働は労働問題を扱うILO(国際労働機関)が大きく関わる分野です。こちらは「児童労働」のパート(3-3)で扱います。

世界子どもサミット (World Summit for Children, 1990)

1990年9月、国連史上最大規模となる世界の指導者による「世界子どもサミット」が開催されました。71か国の首脳と88か国の政府高官が参加し、子どもの問題だけを扱うサミットレベルの会合としては歴史上初めて実施されたものです。

このサミットでは、「子どもの生存、保護、発達に関する世界宣言」と、その宣言を1990年代に実現するための「行動計画」が採択されました。世界宣言と行動計画では、子どもの生存、保護、発達のために各国が取り組むべき具体的な行動が、以下のような分野で示されました。

- ・子どもの健康女性の役割、
- ・母体の健康と家族計画
- ・家族の役割
- ・特に困難な状況にある子どもたち
- ・子どもと環境

さらに行動計画では、これらの分野で取り組むべき課題について、サミット後の10年間に達成すべき具体的な目標が設定されました。

国連子どものための特別総会 (UN Special Session on Children, 2002)

「子どものための世界サミット」で採択された「宣言」および「行動のためのアジェンダ」で設定された目標について、その達成状況を評価するとともに、今後の課題や問題点を協議しました。この総会には400人以上の子どもが参加し、子ども自身の参加が正式に認められた初の国際会議となりました。

この特別総会では、子どもたちの生命と幸福を守るために国際社会が取り組むべき方向性を示した文書「子どもたちにふさわしい世界 (A World Fit for Children)」が全会一致で採択されました。この文書では、2010年までに達成すべき最優先課題として、次の4つの主要目標が掲げられています。

- ① 健康的な生活の推進
- ② 質の高い教育の提供
- ③ 子どもの虐待・搾取・暴力からの保護
- ④ HIV／エイズへの対応

さらに、これら4つの目標を実現するために必要な、21の具体的なゴールが設定され、国際社会に対して積極的な取り組みの強化が呼びかけられました。

その特別総会から5年が経過した2007年12月、国連は、子どもと若者の問題に特化した国連総会ハイレベル会合『A World Fit for Children +5』を開催しました。10年後には『A World Fit for Children+10』を開催しました。

ILO「児童労働に関する世界会議」(Global Conferences on Child Labour)

ILO（国際労働機関）が中心となって開催している「児童労働に関する世界会議」のことで、児童労働をなくすために各国が協力する方法を話し合う国際会合です。2010 年にノルウェーのオスロで第 1 回会議が開かれて以来、ブラジル（2013 年）、アルゼンチン（2017 年）、南アフリカ（2022 年）などで開催されており、おおむね数年ごとに実施されています。会議では、児童労働の現状や課題を共有し、解決に向けた政策や行動計画を国際社会全体で確認する重要な場となっています。ここでは、第 1 回と第 5 回の成果を紹介します。

① 第 1 回オスロ会議（1997）：児童労働撤廃を国際的優先課題に設定。

目的	児童労働を撤廃するために、国際的な協力を強化することを目的とした。
交渉内容	児童労働の撤廃に向けて、開発支援や国際協力がどのような役割を果たせるのかを検討し、国・地域・国際レベルで児童労働をなくすための新たな戦略づくりに貢献することが議論された。
意義	オスロ会議は国際的な協力と関心の高め、そして最悪の形態の児童労働撤廃の行動計画の策定や、各国の連携強化につながった。
課題	ILO の条約は履行されないことが多くあり、今回の会議で定められた労働基準も履行していない国があった。

② 第 5 回ダーバン会議（2022）：Durban Call to Action を採択

目的	児童労働についての認識を高め、児童労働撤廃への進展を加速化することで、を目指した。 ・スケールアップ：アクションを加速化 ・スキル向上：解決方法を議論 ・統合：世界中からの参加者が団結して児童労働撤廃のために計画強化、
交渉内容	児童労働は社会の構造を根本的なところから改善すべきという視点で社会的保護の重要性について話し合われた。また、義務教育や農業での児童労働なども見直された
意義	初めてアフリカ大陸で会議が開催され、子どもたち自身が代表として参加したこと、そして 2025 年までに児童労働を根絶するという目標を掲げた成果文書に各国が調印したことは、いずれも初の取り組みであり、児童労働撤廃に向けた大きなステップとなった。
課題	途上国援助のプラットフォームは確保されなかった。

国連総会・第3委員会 決議「Rights of the Child」

国連総会第3委員会では、女性の地位向上、子どもの保護、人種差別の撤廃による基本的自由の促進、そして自己決定権に関する問題などを議論しています。主な会議成果を3つ示します。

<2019年11月18日第74会期第49回および第50回会議>

子どもの権利と女性地位の向上などについて意見を表明する15件の決議案が承認されました。特に「子どもの権利」に関する決議では、2025年までに世界からあらゆる形の児童労働をなくすことが強く求められました。しかし、2025年が終わり、2026年になろうとしている今でも、世界ではまだ1億6千万人の子どもが働かされており、この目標は残念ながら達成されていません。

<2022年11月15日の第77会期第50回・第51回会議>

女性と女の子を守るために重要な決議が全会一致で承認されました。内容には、女性や女児の人身取引、女性器切除(Female Genital Mutilation: FGM)、臓器売買の禁止、産科フィスチュラ(出産時の深刻な後遺症)の根絶などが含まれています。これは、女性と女児の身体の安全と尊厳を守るための取り組みです。

<2023年11月16日第78会期第54回および第55回会議>

委員会は子どもの権利に関する決議文書を承認しました。ここでは、デジタル技術を子どもが大人の目の届かないところで使う場面が増えていることから、オンラインでの性的搾取、犯罪への勧誘、ネットいじめなどの危険が高まっていることへの深い懸念が表明されました。

国連人身取引防止議定書(Palermo Protocol, 2000)

「国際組織犯罪防止条約」の補足議定書です。人身取引の定義が定められました。また、人身取引の被害にあった人のケアもされており、各国の領域に入ったならば、その国の人人が保護する制度になりました子どもの人身取引を国際犯罪として明確化しました。

子どものための世界行動計画(World Congresses against Sexual Exploitation of Children)

<第1回 ストックホルム会議(1996年)>

政府とNGOが対等に話した初めての会議であり、子どもの性的搾取に対する初めての国際的な行動枠組みを打ち立てた歴史的な会議でした。児童買春・児童ポルノ・人身取引を「深刻な人権侵害」として明確化し、各国が行うべき行動をまとめた「ストックホルム宣言」と「行動のためのアジェンダ」を採択しました。捜査協力、被害児童の保護・回復支援、予防教育、国際協力の強化などが示され、世界が初めて「性的搾取から子どもを守る国際ルール」を作るきっかけとなりました。

<第2回 横浜会議(2001年)>

2001年に日本の横浜で開催され、新しい形の搾取の広がりに対応する行動計画がアップデートされました。追加された論点には、以下のようなものが含まれます。

- ・インターネット・オンラインを通じた搾取の拡大
- ・観光産業における「子ども買春ツアー」問題
- ・紛争地域における性的暴力

各国はこれらの新しい脅威に対応する法整備や国際協力を進めることを約束しました。また、被害児童の回復と社会復帰支援を重視する姿勢も強められました。最終日には、児童買春、児童ポルノ及び性的搾取目的の児童のトラフィッキング（密輸）の根絶に向けた国際社会の取組みの促進を呼びかける宣言（The Global Commitment 2001）が採択されました。

<第3回 リオデジャネイロ会議(2008年)>

この会議では、デジタル環境が急速に広がる中で、より具体的な対応策が求められました。あらゆる環境における性的搾取の措置について協議され、法的拘束力はないものの、第一回、第二回の会議の文書を推進する成果文書「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言および行動への呼びかけ」が採択されました。主な成果として、以下が挙げられます。

- ・インターネット上の児童ポルノやSNSを利用した犯罪への対策強化
- ・携帯電話・デジタル技術を使った搾取への新しい法規制
- ・観光業界・航空会社など民間企業との連携強化
- ・貧困、差別、ジェンダー不平等など「搾取を生み出す背景要因」へのアプローチ

成果の1つにあるように、会議では、各国政府だけでなく企業・市民社会・専門機関が協力して、性的搾取に立ち向かう多面的な取り組みが必要であることが強調されました。

SDGs(持続可能な開発目標、2015-2030)

持続可能な開発のための2030アジェンダは、長年にわたる議論、世界的な協議、そして困難な交渉を経て、2015年9月に国連で採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）は、すべての国において子どもたちの権利を実現するための重要な機会です。子どもの権利条約はほぼ全世界で批准されているにも関わらず、世界中で何百万人もの子どもたちが今もなお取り残され、権利を否定され続けています。貧困（目標1）、飢餓（目標2）、健康（目標3）、教育（目標4）、ジェンダー平等（目標5）、気候変動（目標13）、子どもに対する暴力（目標16.2）など、SDGsのあらゆる目標は子どもに影響を与えます。しかし、SDGsには子供の意見がなかなか取り入れられていないという課題もあります。

Chapter 3：子どもの搾取をめぐる諸課題の分析

3-1 搾取の定義

搾取(Exploitation)の基本的定義

<一般的な意味>

「搾取」とは、他者の労働・身体・能力・立場などを、自らの利益のために不当に利用することを指します。倫理学・社会学では「不均衡な力関係のもとで一方的に利益を得ること」と説明されます。簡単に言えば、「力のある人が、力の弱い人(ここでは子ども)を利用して利益を得ること」と言えます。

<国際的な定義(法的・政策的観点)>

国際法や国連の文書では、搾取は「権利の侵害を伴う不当な利用」とされますが、その範囲は文書によって少しずつ異なります。いずれにしても、国際的には、「子どもの最善の利益(the best interests of the child)」に反する不当な利用行為が、搾取の基準になっています。

文書・条約	搾取の定義・扱い
児童の権利条約(CRC)第32～36条	「経済的搾取」「性的搾取」「その他の搾取」からの保護を規定。
人身取引防止議定書(パリルモ議定書, 2000)	ただし「搾取」という語の明確な定義は示されていない。
ILO第182号条約(1999)	「搾取」には性的搾取、強制労働、奴隸的慣行、臓器の摘出などを含むと定義。
UNICEF・国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)	「最悪の形態の児童労働」に、搾取的労働・性的搾取・強制労働を含める。

定義を巡る課題

子どもの搾取をめぐっては、いまだに「定義のギャップ(definition gap)」と呼ばれる大きな課題が残されています。

① 明確な国際定義の不在

最も根本的な問題として、明確で統一された国際的な定義が存在しないことが挙げられます。各条約や国際文書には、搾取に該当する行為の「例」は示されていますが、包括的な法的定義については国際社会で合意が得られていません。

② 文化・経済・宗教による価値観の違い

さらに、文化的・経済的・宗教的背景によって「何を不当な扱いとみなすか」が国や地域で大きく異なることも、統一的な理解を難しくしています。たとえば、家族による家事労働、児童婚、宗教儀礼

など、国内では「伝統」や「家族の役割」とされるものが、国際基準では搾取と評価される場合もあります。

③ 本人の同意(consent)の扱い

「本人の同意」をどう扱うかも重要な論点です。子ども自身が同意していたとしても、国際法上はそれを「真の自由意思」として認めません。これは、子どもは大人と比べて心身が未成熟であり、判断力・交渉力・選択の自由が十分ではないと考えられているためです。特に、貧困、家庭環境、圧力、暴力、信頼関係の乱用(grooming)などによって、子どもが「同意せざるを得ない状況」に追い込まれる可能性が高く、その同意は自由とは言えません。こうした理由から、国際法では「子どもの同意」に法的な有効性は認めず、搾取や虐待から守るために絶対的な保護対象としています。しかし一部の国では、国内法において「同意があれば搾取ではない」とする運用がなされており、国際基準との間に大きなずれが生じています。

④ 経済的かつ構造的な搾取の見えにくさ

さらに、現代では経済的・構造的な搾取が見えにくくなっているという問題もあります。児童労働、芸能活動、SNSを利用した収益活動など、「搾取」なのか「機会」なのか判断が難しいグレーゾーンのケースが増えており、子どもの権利保護が追いつかない状況が生まれています。

児童の権利条約(CRC)第32条から第36条では、すべての子どもを「あらゆる形態の搾取(exploitation)」から保護することが国際社会の義務であると定めています。この「搾取」についての定義については次の項目で扱いますが、「子どもの意思や最善の利益を無視して、その労働・身体・性・時間を大人や社会が不当に利用する行為」を指します。

児童搾取の三形態

国連やILO、UNICEFなどの国際機関は、数ある搾取の中でも特に被害が深刻で世界的に広がっているものとして、次の三つを「主要な児童搾取の形態(the three main forms of child exploitation)」と位置づけています。

<児童労働(Child Labour)>

教育や発達を妨げる労働に子どもを従事させること。

(ILO 第138号・182号条約、UNICEF 年次報告書)

<児童婚(Child Marriage)>

18歳未満で結婚、または結婚同様の関係を強いられること。

(UNICEF / UNFPA 共通報告“Ending Child Marriage”)

<児童買春・性的搾取(Child Prostitution / Sexual Exploitation)>

性的行為を報酬と引き換えに強要されること、または性的に利用されること。

(CRC 選択議定書(OPSC, 2000)、ECPAT 国際報告)

なぜこの三種類を主とするのか

① 世界的に被害件数が多い

児童労働・児童婚・性的搾取はいずれも、ILO や UNICEF の統計において、子どもの人権侵害の中で最も広範かつ継続的に発生している問題です。地域や文化を問わず、あらゆる国で報告があり、被害者数や影響の大きさの点からも、国際社会が最優先で取り組むべき課題とされています。

② 共通の根本要因をもつ

これら三形態はいずれも、貧困(poverty)、教育機会の欠如(lack of education)、ジェンダー不平等(gender inequality)、文化的慣習(traditional practices)など、共通した社会的・経済的背景から生じています。そのため、単一の問題としてではなく、「経済的・社会的構造に基づく搾取」として、同じ土台の上で政策的に対策を立てる必要があります。

③ 国際条約上の扱いが共通している

児童の権利条約(CRC)は第32条から第36条にかけて、すべての子どもを「あらゆる形態の搾取(protection from all forms of exploitation)」から保護することを明記しています。国連

や ILO はこの条項の実例として、労働、婚姻、性的搾取の三つを挙げ、これらを相互に関連する問題として包括的に取り組む必要があると強調しています。これらはそれぞれ独立した問題である一方で、互いに深く関連しています。特に児童買春（性的搾取）は、他の二形態と密接に結びついており、児童婚の一部は経済的取引を伴う「合法化された性的搾取」となり、児童労働の一部も性的搾取を含む形で行われる場合があります。

搾取の入り口、背景としての人身取引

さらに、児童の人身取引（child trafficking）も、これらの搾取の背景として重要な要素です。人身取引は、児童を労働力や性的対象として取引・移送する行為であり、多くの場合、その最終的な目的は児童労働・児童婚・児童買春のいずれか、または複数に及びます。つまり、人身取引は児童搾取を成立させる「入口（経路）」であり、児童買春や児童労働がその「結果（目的）」として発生する構造になっています。

本会議では、児童搾取および人身取引を刑事司法の観点からではなく、児童の権利保護の観点から「搾取を生み出す社会構造を是正する」という目的で捉えることを基本とします。一方で、犯罪対策や刑事司法体制の強化、警察的・法執行的対応の議論は本会議の焦点とはしません。児童搾取の背景にある貧困・教育格差・ジェンダー不平等・社会構造といった根本的な課題の是正をめざします。

ただし「3形態=すべて」ではない

この3つは「主要な形態（main forms）」であって、国連や研究者はしばしば「他の搾取形態」も含めています。

- ・ 強制徴兵・児童兵（Child Soldiers）
- ・ 芸能・スポーツ搾取（Commercial performance exploitation）
- ・ オンライン性的搾取（Online Sexual Exploitation）

したがって、教育資料などで「児童搾取の三形態」と述べる場合、「代表的な三形態」という意味であり、「これ以外は子どもの搾取ではない」という限定的な使い方ではありません。特に、オンライン性的搾取については、「児童買春・児童ポルノ」の1つともみなされ、今会議でも議論の対象となることでしょう。

児童労働の定義

児童労働とは、子どもが大人のように働く労働、すなわち義務教育を妨げる労働や、18歳未満の危険有害労働のことを指します。これらは条約(ILO第138号条約、第182号条約)で定められているため、たとえ子どもの同意があったとしても禁止されます。簡単な家事の手伝いや放課後や休日に家業を手伝うことは、義務教育が妨げられていなければ児童労働とは言いません。労働量が学業に支障をきたしたり、過度であるような懸念すべき状況の場合には、児童労働に等しいものになります。

家事労働における児童労働とは、一定の就業最低年齢を下回る子どもが遂行する労働、危険で有害な状況下あるいは奴隸のような状態で行う労働を指します。自宅で家事を行う子どもは雇用という要素が欠けているため、家事労働とは言いません。

ILO 第138号条約(1973年採択)

「最低就労年齢」に関する条約です。労働を次の3種類に分けて、それぞれ別の最低年齢を設定しています。

ILO 第138号条約の「3つの最低年齢」

【原則】

1. 通常の就業最低年齢: 15歳（義務教育終了後）

- ※ ただし、義務教育終了年齢が15歳以上の場合は、その年齢に合わせる。
- ※ 演劇への出演などは例外とする。

2. 軽易な労働(Light work): 13歳以上

「軽易な労働(light work)」とは、子どもの健康を害さない、学校の授業や学習を妨げない、危険性のない単純な補助的仕事などに限られ、生産活動の一部だけを手伝うレベルの仕事です。

3. 危険有害労働: 18歳以上

有害性が高い労働(危険作業、重機扱い、深夜業、化学薬品を扱う仕事など)は、18歳未満は禁止とされています。ただし、健康・安全・道徳が保護され、適切な職業訓練を受ける場合は例外的に16歳から可

【開発途上国の特例】

- ・開発途上国は例外とされていて、通常の就業最低年齢は14歳とされることも可とされます。
- ・軽労働は12歳以上14歳未満と定められています

この条約に批准している国は177ヶ国で、未批准国は10ヶ国(クック諸島、iran(イスラム共和国)、マーシャル諸島、ニュージーランド、パラオ、ソマリア、東ティモール、トンガ、ツバル、アメリカ合衆国)です。この条約は全産業を適用対象として作られました。

第 146 号条約（1973 年採択）

最低年齢に関する勧告です。最低年齢に関しては、16 歳以上を目標とすることが定められました。また、16 歳以下の国は特別な措置が必要なことも確認しました。第 138 条を実施するにあたって、18 歳以下の労働環境改善などについても規定されています。

第 182 号条約（1999 年採択）

ILO 第 182 号「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」は ILO の 8 つの基本条約の 1 つで、児童労働の撤廃、児童及び年少者の保護について具体的に定められています。

この条約では、児童を 18 歳未満と定めました。また、「最悪の形態の児童労働」を以下の 4 つに規定し、それらを撤廃することを定めました。

- (a) 児童の取引及び取引、負債による奴隸及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。）等のあらゆる形態の奴隸制度又はこれに類する慣行
- (b) 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること
- (c) 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること
- (d) 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務

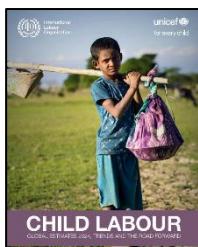
このうち (a)～(c) は、各国が判断する余地のない絶対的な禁止事項であり、すべての国が同じ基準で取り締まることが求められています。一方で、(d) の「危険有害業務」については、国ごとの事情に応じて、最終的に「どの職種を禁止リストに入れるか」を国内法で具体的に定めることになっています。これは、産業構造や労働環境、社会状況が国によって大きく異なるためです。ただし、国が自由に決めてよいわけではなく、ILO 第 190 号勧告に示された以下の 5 つの基準を特に考慮して国内法令を整備する義務があります。

- ・ 肉体的、心理的または性的な虐待
- ・ 坑内、水中、危険な高所又は限られた空間
- ・ 危険な機械等の使用、重い荷物の運搬
- ・ 危険有害な物質、熱、騒音、振動等、不健康な環境
- ・ 長時間労働、夜間労働、外出の不当な制限等、困難な条件

この条約に批准している国は 187 ヶ国で、未批准国はありません。190 ある ILO 条約の中で全ての加盟国が批准した初めての条約となり、101 年に及ぶ国連の歴史の中で、最も早く全ての加盟国が批准した条約となっています。

リソースの紹介

CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD



ILOによる児童労働に関する報告書。2025年。

<https://www.unicef.or.jp/jcu-cms/media-contents/2025/06/2024-Global-Estimates-of-Child-Labour-full-report.pdf>

NPO 法人 ACE ホームページ <https://acejapan.org/>

児童労働とは



<https://acejapan.org/childlabour>

児童労働入門講座

<https://acejapan.org/childlabour/entrance>

児童労働数

2024 年には、世界の子ども人口のおよそ 13 人に 1 人である約 1 億 3,800 万人の子どもが児童労働に従事しており、そのうち健康や安全、または発達を阻害する可能性のある有害な労働に従事している子どもは約 5,400 万人に上ります。これは世界の子どもの約 8% に相当します。「最悪な形態の児童労働」の中の最も多くは危険な労働に従事する子どもの数で、児童労働に従事する子どものうち約半数となっています。

男女率は女子が約 5900 万人、男子が約 7800 万人と、男子の方が多いです。しかしこれは週 21 時間以上の無報酬の家事労働を含めると逆転し、女の子の割合が多くなります。

世界中で依然として1億3800万人弱の子どもが児童労働（うち5400万人は危険有害労働）をしている

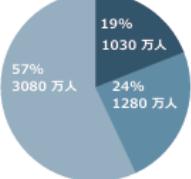
児童労働と危険有害労働に従事する子どもの数と割合



あらゆる年齢層の子どもが危険有害労働をしている

危険有害労働に従事する子ども（5～17歳）の数と割合分布（年齢別）

- 5～11歳
- 12～14歳
- 15～17歳



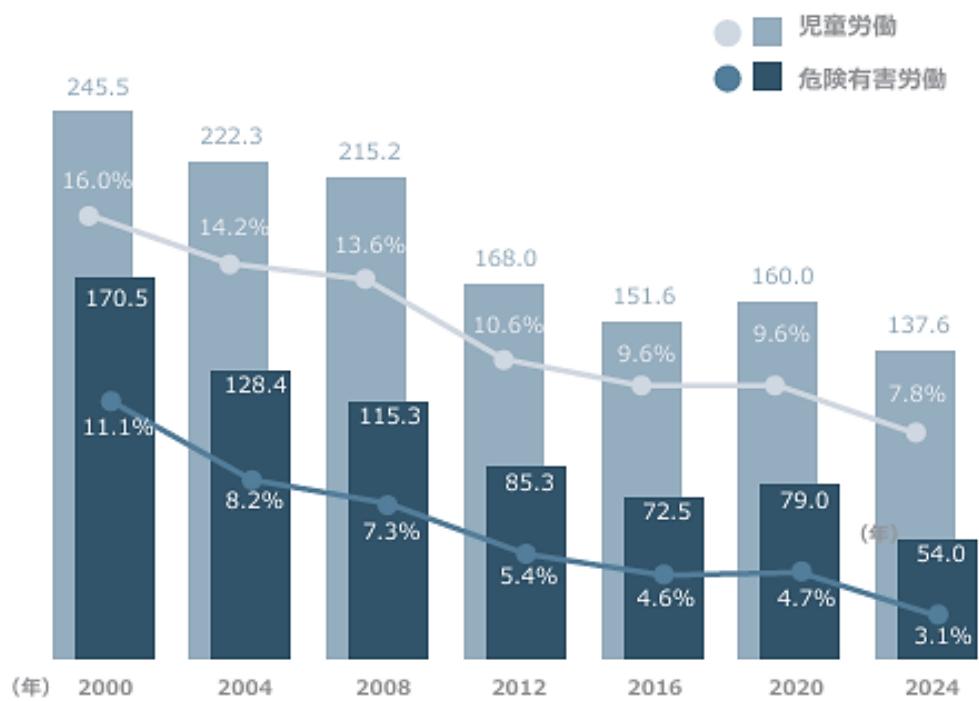
注：統計上の測定値として、「危険有害労働」には危険有害として指定されている産業や危険有害な職業における労働、または週43時間以上の労働のうちいずれか、または複数に該当するものを含む。なお、四捨五入により、危険有害労働に従事する子どもの数（年齢別）の合計は世界合計と一致しない。

児童労働数の推移

2000 年以降は 2 億 4600 万人からほぼ半減、2020 年以降は世界全体で 2,000 万人以上の児童労働が減少しています。

過去4年間、世界は児童労働の撤廃に向けて再び前進してきた

児童労働と危険有害労働に従事する子ども（5～17歳）の数（単位：百万人）と割合



注：統計上の測定値として、「危険有害労働」には危険有害として指定されている産業や危険有害な職業における労働、または週43時間以上の労働のうちいずれか、または複数に該当するものを含む。

表：就労している子ども、児童労働・危険・有害労働者数とその割合の推移（2000 年～2024 年）

※ 単位:1,000 人(割合は世界の 5～17 歳の子ども人口に対して占める割合を示す)

	就労している子ども	児童労働	危険・有害労働
2000 年	351,900 (23.0%)	245,500 (16.0%)	170,500 (11.1%)
2004 年	322,729 (20.6%)	222,294 (14.2%)	128,381 (8.2%)
2008 年	305,669 (19.3%)	215,209 (13.6%)	115,314 (7.3%)
2012 年	264,427 (16.7%)	167,956 (10.6%)	85,344 (5.4%)
2016 年	218,019 (13.8%)	151,622 (9.6%)	72,525 (4.6%)
2020 年	222,088 (13.2%)	160,000 (9.6%)	79,000 (4.7%)
2024 年	※	137,600 (7.8%)	54,000 (3.1%)

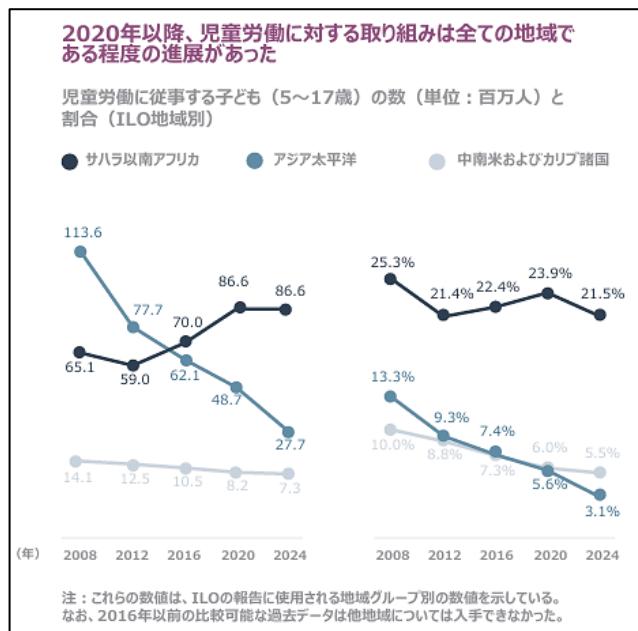
地域性

児童労働数が多い地域として、1位アフリカ、2位アジア・太平洋、3位南北アメリカとなっています。最も多いとされるサハラ以南のアフリカ地域では、2024年は約8700万人と全世界の児童労働人口の約3分の2が従事しており、約5人に1人の割合となっています。この約8700万人は世界の他の地域の子どもの総数よりも多い人数です。アジアでは約10人に1人が児童労働に従事しています。2012年までは児童労働者数が最も多かったのはアジア・太平洋でしたが、2016年から、アフリカの人口増加もあり、サハラ以南アフリカが最も多くなりました。

図：地域別の児童労働者数と児童労働者の割合(5~17歳)

地域	人数	割合
サハラ以南アフリカ	8,662万人	63.0%
中央・南アジア	1,704万人	12.4%
東・東南アジア	1,230万人	8.9%
北アフリカ・西アジア	1,221万人	8.9%
ラテンアメリカ・カリブ海地域	735万人	5.3%
ヨーロッパ・北アメリカ	130万人	0.9%

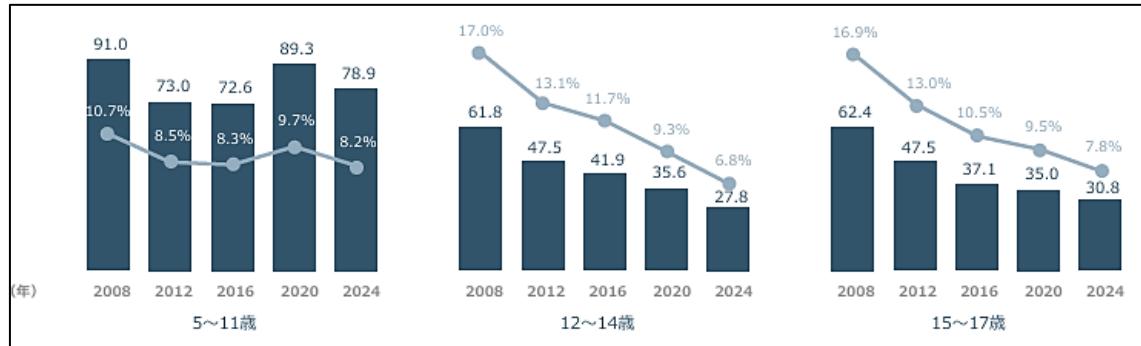
アジア・太平洋地域では2020年以降6%から3%に大幅な減少をし、ラテンアメリカ・カリブ海地域では過去4年間変化はありません。最も児童労働の多いサハラ以南のアフリカ地域では、24%から22%に減少したものの、人口の増加、継続中及び新たに勃発した紛争、極度の貧困、社会保障制度の疲弊などを背景に、総数は2012年以降増加、2020年以降も横ばい状態となっています。



年齢層別

また、年齢層別にみると、12歳～14歳、15歳～18歳の層では児童労働者数・割合共に減少していますが、5～11歳の最低年齢層では大きな減少が見られません。しかも、5～11歳の人数が全体でも最も多く、全児童労働者数57%を占めています。

グラフ：年齢層別の児童労働者数と割合の変化

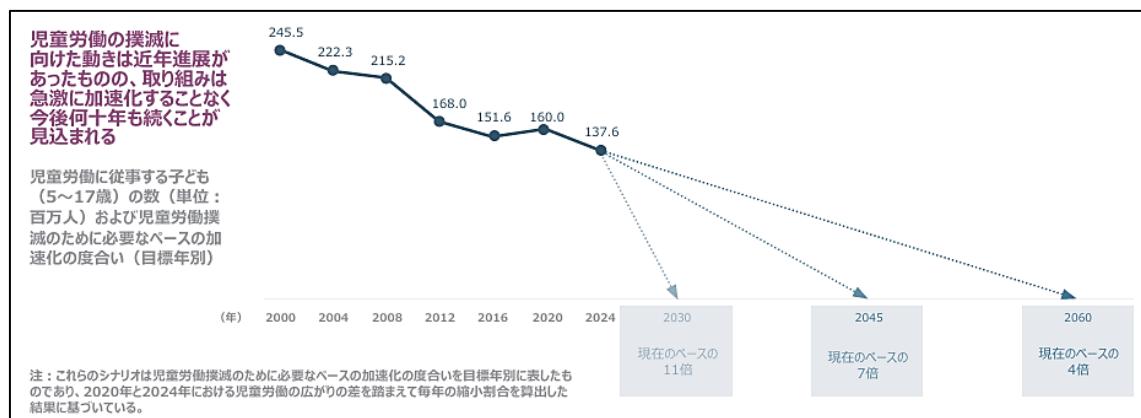


ゼロにするには

確かに世界の児童労働者数は過去数十年で減少してきました。しかし、

- ・ 2030 年までにゼロにするには、現在の約 11 倍のスピードで減らす必要がある
- ・ 2045 年のゼロ達成でも、約 7 倍のスピードが必要
- ・ 2060 年であっても、なお約 4 倍の改善スピードが求められる

という非常に厳しい状況にあります。

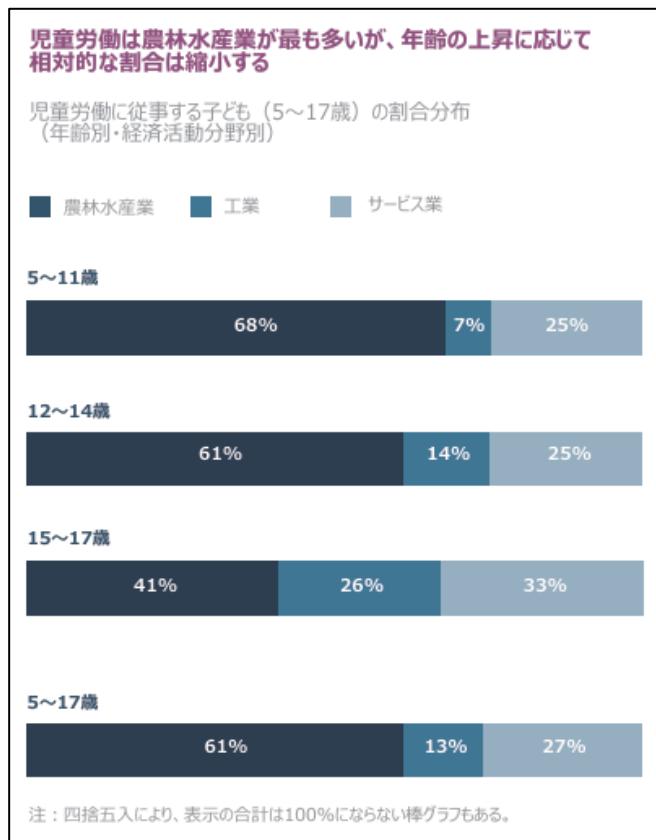


児童労働が盛んな産業

特に蔓延している産業は全体の約 61% の農業部門で、他部門と比較して群を抜いています。農業は怪我や病気、障害が起こりやすいとされています。他にも、家事労働や市場での物販を含むサービス部門は約 27%、鉱山・製造業を含む工業部門は約 13% となっています。家事労働とは一定の就業年齢を下回る子どもが遂行する家事労働、危険で有害な状況下あるいは奴隸のような状態で扱う労働のことを示します。労働量が学業に支障をきたすような過度であり懸念すべき状況の場合も児童労働と等しいものとなります。

右のグラフを見ると、児童労働は農林水産業で最も高い割合を占めていますが、子どもの年齢が上がるにつれて、その割合は相対的に減少していきます。特に児童労働が多い地域では、コーヒー・紅茶・ゴム・タバコといったプランテーション（大規模農場）で子どもが労働者として雇われているケースが多く見られます。また、家族が貧しい農家の場合には、カカオやコットンなどの換金作物、あるいは食糧となる作物を育てて家計を支えるために働いている子どもたちも少なくありません。さらに、こうした農産物を輸出して国の経済を支えている国家もあり、児童労働は地域の生活だけでなく、国家経済の構造にも深く結びついています。

農林水産業は利益が大きく出にくく、なおかつ多くの人手を必要とする産業です。そのため、安い賃金で働くことができる子どもたちが利用されやすく、その結果、学校に通えず十分な教育を受けられない状況に追い込まれています。特に、低年齢層（5歳から11歳）の児童労働者の4分の3以上が農業に従事しており、農業は「児童労働の入り口」とも言える状況になっています。



背景要因

児童労働の根本要因は、一般的に「プッシュ要因」と「プル要因」に分けて考えられます。

<プッシュ要因 (push factors)>

子どもを労働に向かわせる「押し出す力」のことで、家庭や社会の状況によって子どもが働くを得ない状態に追い込まれる原因を指します。最大の要因である貧困をはじめ、学校・先生・教科書が不足して教育の機会が得られないこと、親が教育の価値を理解していないこと、児童労働が伝統や習慣として受け継がれること、人種差別、武力紛争や自然災害などが代表的です。

<プル要因 (pull factors)>

子どもを労働現場へ「引き寄せる力」のことで、雇用側や社会の仕組みによって労働に吸い寄せられてしまう原因を指します。子供という「安価で従順な労働力」を求める企業のニーズ、女性の社会進出に伴う家庭内での代替労働の必要性、「働けば教育の機会につながる」といった誤った期待（幻想）などが、子どもが労働に引き込まれる背景となっています。

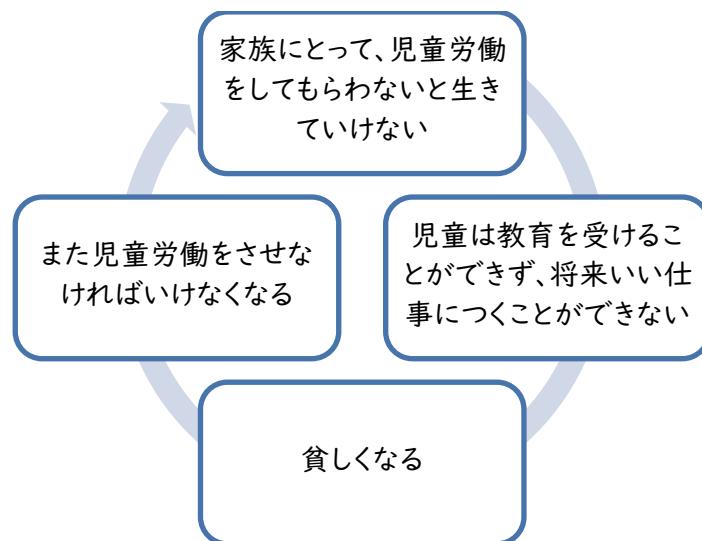
要因	内容
貧困	家族の生計を支えるために子どもが働かざるを得ない
教育へのアクセス不足	学校が遠い・費用が高い・女児が通いにくい環境など
文化・慣習	家業を手伝うことが「自然」「教育の一環」とされる社会
紛争・災害	家を失った子どもが非公式な労働市場に流れる
グローバル経済構造	低価格で製品を作るため、サプライチェーン上で児童労働が利用される

根本にある貧困という要因

児童労働の最大かつ根本的な要因は「貧困」です。児童労働者の多くは低所得国および低・中所得国に集中しており、全体の 85.3%を占めています。図が示すように、貧困と児童労働のサイクルがループのように繰り返され、子どもたちがそこから抜け出せなくなっていることが、現在の世界が抱える大きな課題となっています。つまり、子どもが十分な教育を受けられないことこそが、児童労働がなくなるならない根本的な理由の一つになっているということです。

表：国民所得別の児童労働者数と児童労働者の割合（5～17 歳）

	児童労働者数	児童労働者全体に占める割合	子ども人口に占める割合
低所得国	5771 万人	41.9%	23.5%
低中所得国	5969 万人	43.4%	7.5%
高中所得国	1871 万人	13.6%	3.6%
高所得国	146 万人	1.0%	0.7%



先進国にもみられ児童労働

児童労働は途上国だけの問題ではなく、日本を含む高所得国にも 146 万人（全体の 0.7%）の児童労働者が存在しています。このことは、児童労働が世界的な課題であり、経済の豊かさだけでは完全に解決できない問題であることを示しています。

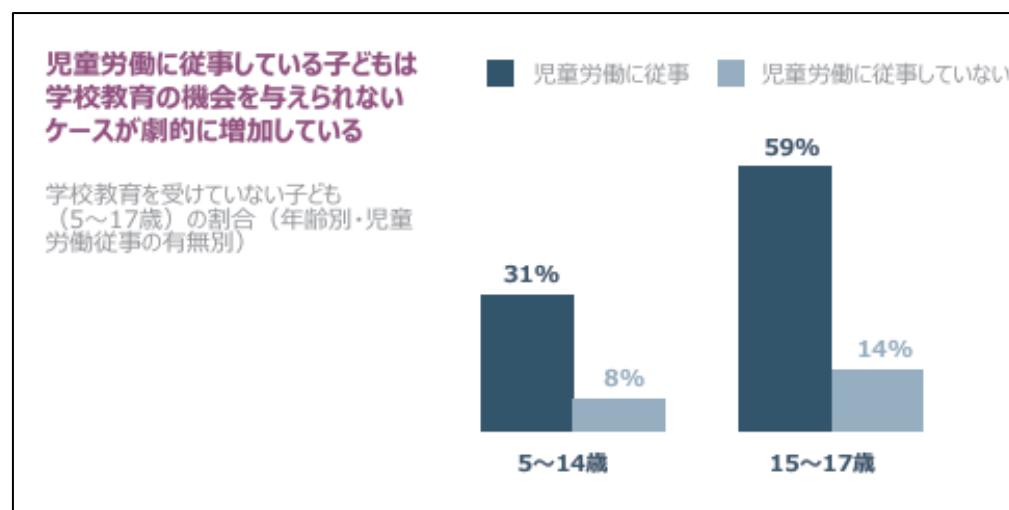
児童労働が与える影響

その国の経済発展や社会の安定に悪影響を及ぼし、子どもの権利条約を侵害しています。子どもたちから教育の機会を奪うことにもつながっており、義務教育の年齢対象内で労働に従事している子どもの約 6 割が学校に通うことができていないという現状です。

実際に、児童労働が原因で学校に通うことができない子どもの状況を示したグラフが以下のものです。5~14 歳、15~17 歳のいずれの年齢層においても、学校教育の機会を与えられていない子どもたちのうち、「児童労働に従事している子ども」は、「従事していない子ども」と比べて約 4 倍にのぼります。このことから、児童労働をさせられていることによって、子どもたちが年齢相応の教育を受けられないまま大人になり、将来は不安定で低賃金の仕事にしか就けなくなる可能性が高くなると考えられます。

さらに、幼少期から過酷な環境で働くことにより、心身に長期的なダメージを負い、それまで続けていた仕事を継続することさえ困難になる場合もあります。また、長時間による疲弊、有毒化学物質の利用、刃物や斧など危険物の扱い、不十分あるいは不適切な食事と住まい、肉体的や言葉による暴力、性的虐待などの危険が伴っています。

このように、児童労働は現在だけでなく、子どもたちの人生に深刻な影響を与える問題であるといえます。



リソースの紹介

IS AN END TO CHILD MARRIAGE WITHIN REACH?
Latest trends and future prospects (2023 update)

UNICEF による児童婚に関する報告書。2023 年。

https://data.unicef.org/wp-content/uploads/2023/05/Is_an_End_to_Child_Marriage_Within_Reach-3.pdf



児童婚の定義

UNICEF では、児童婚(child marriage)を「18 歳未満で、正式あるいは事実上の婚姻関係に置かされること」と定義しています。この「正式な婚姻」には法律上の結婚が含まれ、「非公式な婚姻」には、戸籍や法的手続きがなくても、実質的に夫婦として扱われている関係(同居や生活の共有など)が含まれます。つまり、婚姻届の有無にかかわらず、18 歳未満が大人と同様の結婚関係に置かれる状態すべてが児童婚に該当するという考え方です。

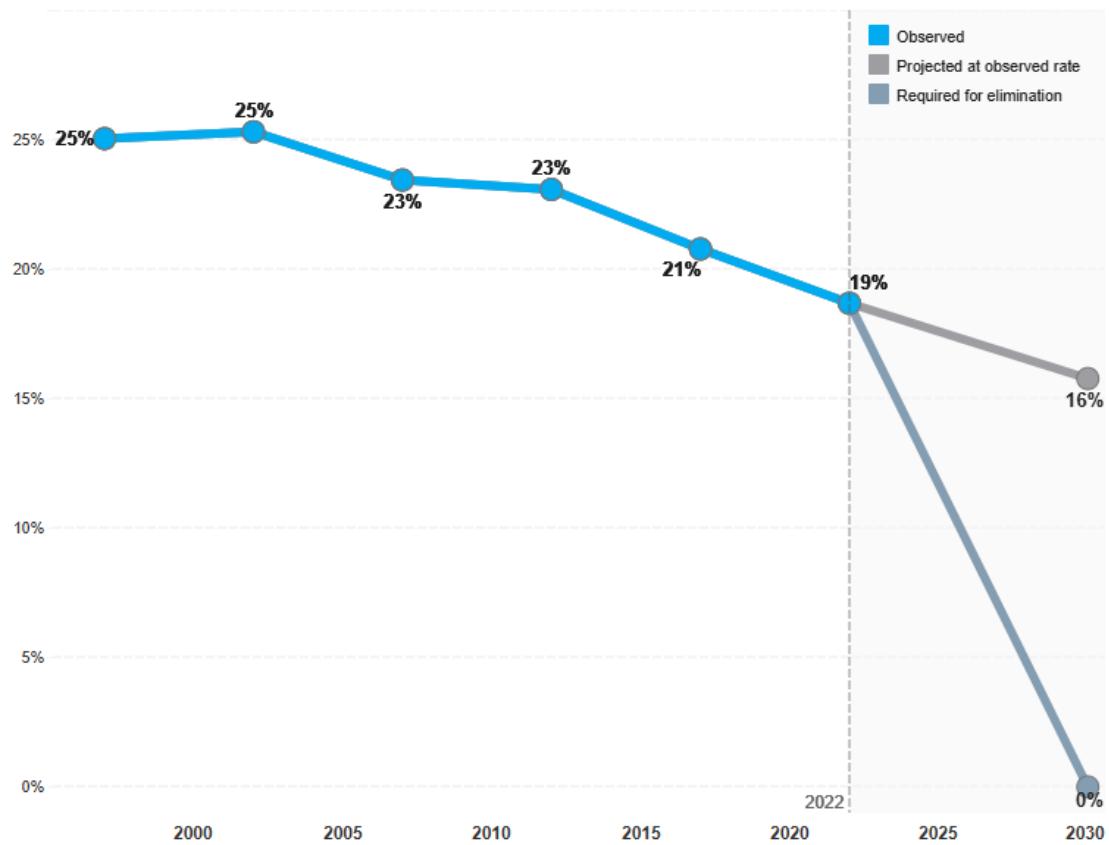
しかし現実には、法律だけでは児童婚を防ぎきれない国も多く存在します。たとえば法的な結婚年齢を 18 歳以上に定めても、親や保護者の同意があれば結婚を認める国、宗教上の慣習や慣習法に基づく結婚を例外的に許す国、経済的事情から「婚姻」を生活手段として選ばざるを得ない状況などがあり、法律の例外規定や文化・宗教・経済的背景によって、18 歳未満の結婚が事実上容認されているケースが後を絶ちません。このように、児童婚は単なる法的問題ではなく、社会構造・ジェンダー・貧困・慣習が深く絡み合った国際的課題であり、国際社会が協力して取り組むべき問題となっています。

児童婚の現状

児童婚は、世界の子どもたち、とりわけ女の子にとって最大級の脅威のひとつです。UNICEF によれば、現在もなお 約 6 億 4,000 万人の女性が 18 歳未満で結婚を経験しており、男性も約 1 億 1,500 万人が児童婚の当事者となっています。年単位では、毎年 1,200 万人以上の女の子が 18 歳未満で結婚させられ、そのうち 3 人に 1 人以上が 15 歳未満で結婚しており、中には家族によって 10 歳前後で結婚を決められるケースもあります。児童婚は女性の問題として語られることが多いですが、男子の児童婚も一定数存在し、性別にかかわらず深刻な人権侵害である点は変わりません。

UNICEF が 2023 年に発表した推計では、18 歳未満で結婚した女性の割合は 5 年前の 21% から 19% にわずかに減少したものの、SDGs が掲げる「2030 年までの児童婚廃絶」を達成するためには、世界全体の減少スピードを現在の 20 倍以上に加速させる必要があると指摘されています。特に農村部では児童婚が根強く残っています。ラオスのケースを見ると、児童婚は農村部で顕著で、18 歳未満で結婚する女子は農村で 43%、都市部では 23% に達しています。

Observed and projected percentage of women aged 20 to 24 years who were first married or in union before age 18



Source: United Nations Children's Fund, *Is an End to Child Marriage within Reach? Latest trends and future prospects. 2023 edition*, UNICEF, New York, 2023.

地域別の状況：主な 3 つの地域の現状

<南アジア>

世界で最も児童婚減少が進んでいる地域です。この地域では着実な改善が続いており、現状のペースが維持されれば、約 55 年後には児童婚の根絶が期待できるとされています。しかしそれでも、児童婚を経験した女児・女性の 45% が依然として南アジアに集中しているほか、インドだけで世界全体の児童婚の約 3 分の 1 を占めるなど、深刻な課題も残されています。

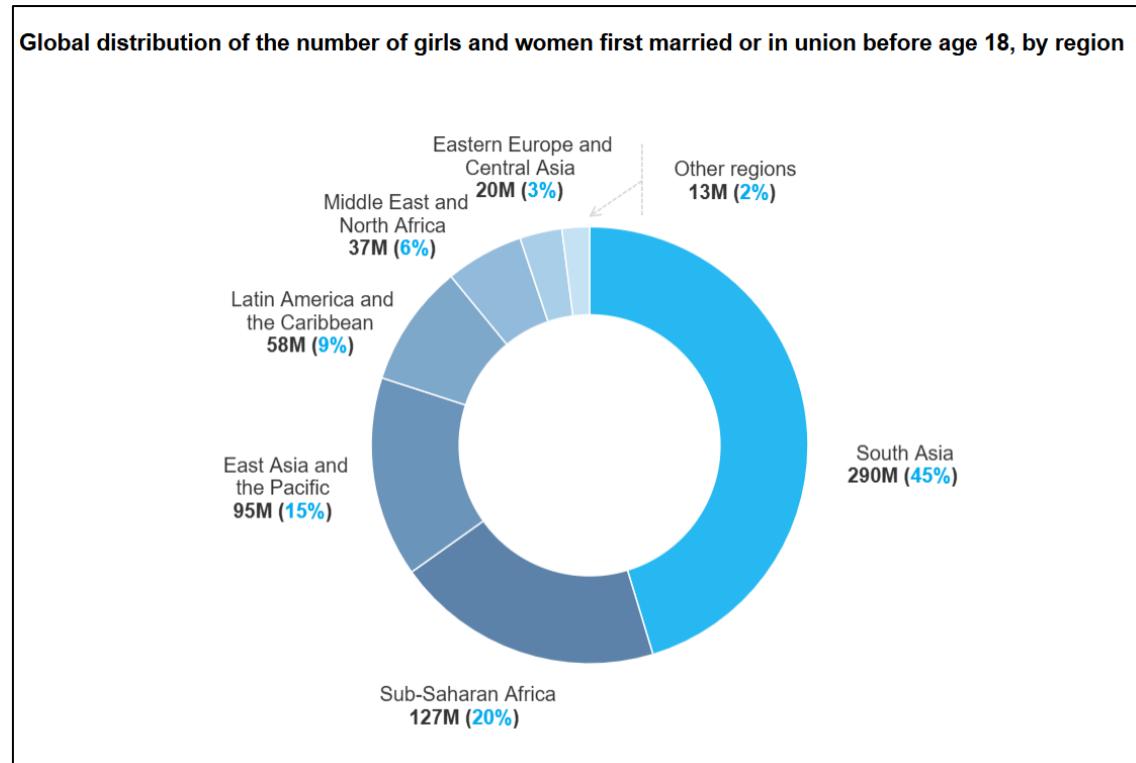
<アフリカ>

サハラ以南のアフリカは児童婚の割合が世界で 2 番目に高く、児童婚をした女児・女性の 20% がこの地域で暮らしています。同地域では人口増加と危機的状況が続く影響で、減少のペースが著しく遅く、現在の状況が続けば、児童婚の撤廃には 200 年以上を要すると言われています。他地域が減少傾向を示す中、この地域だけは今後も児童婚が増加する可能性が高いと予測されています。

<ラテンアメリカ・カリブ海>

改善のスピードが遅く、現状が続く場合、この地域の児童婚率は 2030 年までに世界で 2 番目に高くなると見込まれています。加えて、中東・北アフリカ地域および東欧・中央アジア地域では、かつては児童婚の減少が順調に進んでいたものの、現在は停滞期に入っていると指摘されています。

グラフ：18 歳未満の児童婚の地域別の数と割合



国別の状況

国別にみると、前述の通り、世界の児童婚の 約 3 分の 1 はインドで発生 しています。さらに、バングラデシュ、中国、インドネシア、ナイジェリア、ブラジル、パキスタン、エチオピア、メキシコ、イラン、エジプト の 10 か国を合わせると、全体の もう 3 分の 1 を占めています。一方で、残りの約 190 か国でも、規模は小さくても 「児童婚」とみなされるケースが存在する と報告されています。

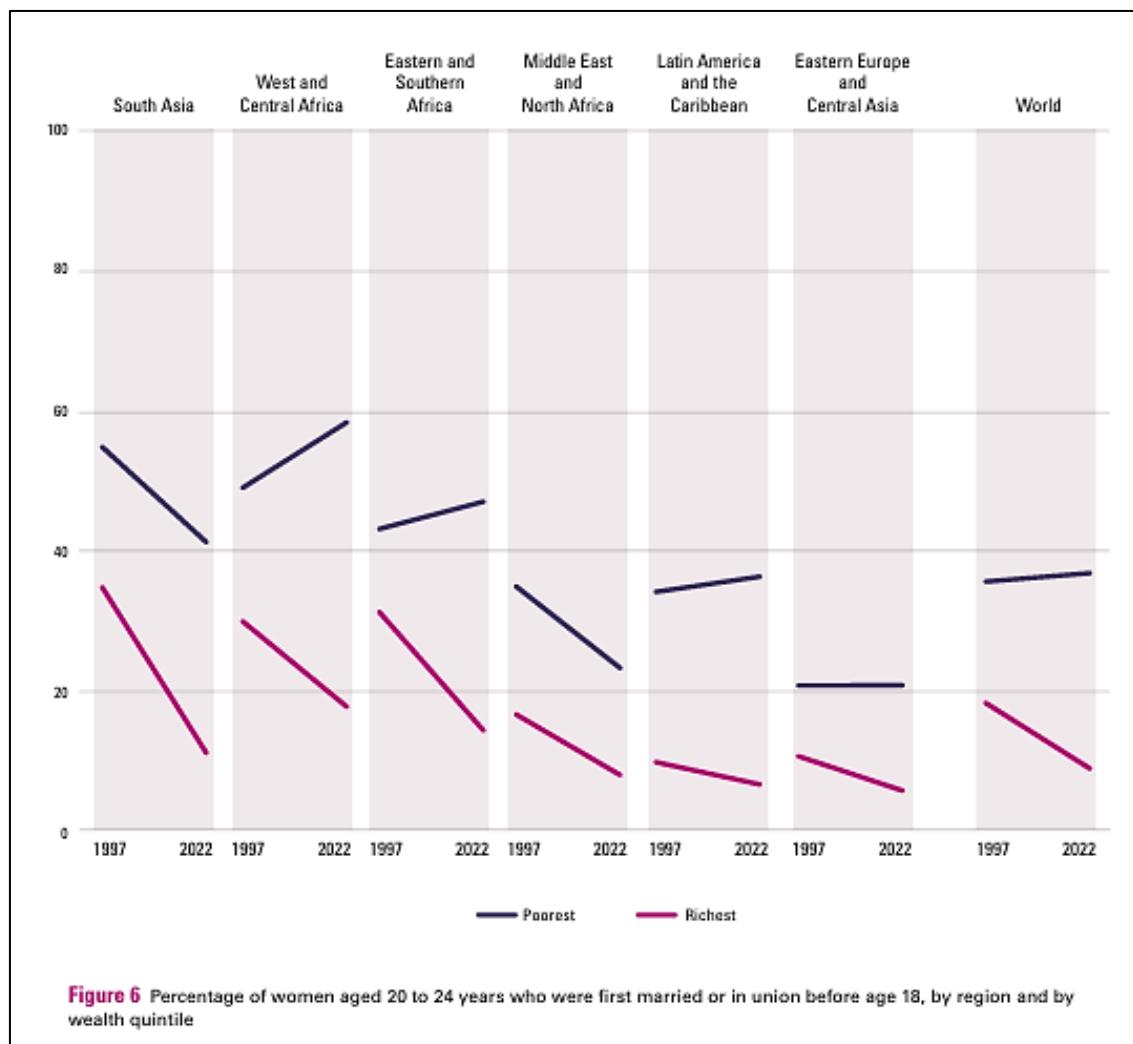
グラフ： 18 歳未満の児童婚をしている女子の数 国別



児童婚と貧困

次ページのグラフは、1997 年から 2022 年までの 最富裕層と最貧困層における児童婚の割合の推移を地域別に示したもの です。このグラフから分かることは、2 点あります。第 1 に、すべての地域に共通して、最貧困層の方が最富裕層よりも児童婚の割合が圧倒的に高い ということです。貧困が児童婚の主要な要因のひとつであることが、データから明確に読み取れます。第 2 に、「最富裕層」に限れば、児童婚の割合はこの 25 年間でどの地域でも減少しています。一方、「最貧困層」の児童婚は多くの地域で横ばい、地域によってはむしろ悪化しているケースも見られます。世界

全体の平均で見ると、最貧困層の児童婚は微増傾向にあると言えます。



文化・宗教 vs 普遍的人権

児童婚における文化宗教と普遍的人権の衝突は大きな対立軸であり、複雑な問題です。世界の国々はすでに児童婚は人権問題であると既定しています。そして少なくとも、二つの世界的な合意で児童婚は禁止されています。「子どもの権利条約」そして「女子差別撤廃条約」です。これらの条約にほぼすべての国々が調印していますが、児童婚はなくなりません。伝統的な宗教や価値観が児童婚を正当化する一方、「子どもの権利条約」ではそれは明確に人権侵害とされています。

日本では、かつて結婚可能年齢が男性 18 歳以上、女性 16 歳以上と定められていましたが、同様の制度を採用していた国は世界で 13 か国あります（なお、日本では 2022 年 4 月の民法改正により、婚姻可能年齢は男女ともに 18 歳以上に統一され、現在は性別による差は存在していません）。また、女性が 15 歳以下（15 歳を含む）で婚姻できる国は、中南米を中心に 18 か国存在しています。これらの国々では、未成年者の婚姻が認められているため、保護者と本人が同意をしていれば児童婚は合法なのです。地域によっては国で定められている婚姻年齢とは別に、キリスト教やイスラム教など、宗教が定めている法が存在します。それぞれの宗教法では、婚姻年齢を 15 歳～

18歳と定めている場合が多いのですが、中には10歳でも結婚が可能だと説いている指導者もあります。貧困層が多い開発途上国では、国民は政治よりも宗教の教えや文化を優先することが多いため、未成年者の結婚につながっています。このような国の場合、神の教えや親の指示が絶大なため、政府の介入が容易ではありません。

さらに、開発途上国の一一部では、伝統的な価値観や地域・宗教の慣習が強く残っており、初潮を迎えた女の子は「大人」とみなされるため、早期結婚が正当化されてしまうケースがあります。女性は家事や育児を、男性は家庭外の仕事や意思決定を担うとする伝統的なジェンダー役割の考え方や、家族の名誉のために若い年齢での結婚を望む文化が、児童婚を後押しする場合もあります。

児童婚と児童売春のつながり

また、児童婚それ自体が、子どもをさらなる性的搾取に巻き込む温床となることも明らかになっています。たとえば、強制的に早期結婚させられた子どもは、家族から引き離され、夫に完全に依存した状態になります。その後、夫が子どもを見捨てた場合、生き延びる手段として商業的性搾取に巻き込まれてしまうケースが多く報告されています。インドネシアでは、10~14歳の少女が、強制結婚の失敗後に売春へと追いやられる事例が繰り返し記録されており、この問題は深刻な人権侵害として認識されています。

また、児童買春は、児童婚を装って行われる場合があります。この形態では、子どもが無理やり結婚させられ、家族が金銭的報酬を得る見返りとして、成人との継続的な性的関係を強いられることが問題の本質です。

教育との関わり

UNICEFによると、「中等教育をすべての女の子が修了すれば世界で児童婚の3分の2(約66%)を下げる可能性がある」と言う数値も出ています。このことからわかる通り教育と児童婚は密接に関係しており、数値を劇的に減らす可能性を秘めています。しかし、貧困地域では「教育より結婚の方が家族の安定」と考えられてしまっています。

児童婚の影響

児童婚は、女の子の人生に甚大な影響をもたらします。子どもの頃に結婚した女の子は、結婚後すぐに、そしてその後の一生にわたり児童婚の影響にさらされ続けます。学校に通い続けられる可能性が低くなるだけでなく、早期妊娠のリスクが高まることで、母体や子どもの健康障害、さらには死亡の危険性も増大します。また、児童婚は女の子を家族や友人から孤立させ、地域社会からの支援も得にくい状況に追い込み、精神的な健康やウェルビーイングに深刻な悪影響を与えることが指摘されています。

さらに、世界各地で続く紛争、気候変動による自然災害、そして新型コロナウイルス感染症の長期的な影響(特に貧困の悪化、収入の減少、学校中退の増加)が、児童婚をいっそう促進する要因となっています。同時に、子どもを児童婚から守るための保健医療・教育・社会サービス・コミュニティによる支援を受ける機会も制限されており、複数の危機が重なって女の子の脆弱性を高めているのが現状です。

名誉の殺人 Honor Killing

児童婚をめぐる議論の中で、見過ごすことができないものが「名誉の殺人」です。これは、家族や

共同体の「名誉」を守るために、女性や少女が家族によって殺害される人権侵害です。名誉の殺人そのものは児童婚の一部ではありませんが、両者はしばしば同じ文化的・社会的背景の中で発生し、互いを強化し合う関係にあります。

多くの地域では、女性の純潔や従順さを「家族の名誉」と結びつける価値観が根強く残っており、未成年の少女が家族の決めた結婚を拒否したり、婚前の交際が疑われたり、あるいは性暴力の被害に遭った場合であっても、「名誉を傷つけた」と見なされる危険があります。

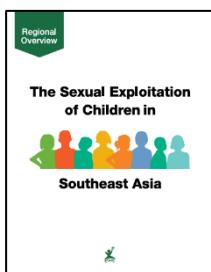
その結果、少女が暴力、勘当、監禁、または最悪の場合、殺害されるケースが報告されています。このような抑圧的なジェンダー規範は、児童婚の維持にも深く関わっています。実際、国連機関は、児童婚が存続する主要な文化的要因の一つとして、「家族の名誉や純潔を守るために少女を早く結婚させる」という価値観を指摘しています。少女が早期結婚を拒否した場合、「家族の名誉を汚した」として暴力にさらされることがあるため、児童婚は名誉の殺人の「予防手段」として正当化される場合すらあります。また、結婚前の妊娠や性的関係を防ぐために少女を早期に結婚させる慣習が続いている地域も存在します。

名誉の殺人が見られる地域・主な国

南アジア	
パキスタン	名誉の殺人の件数が最も多く報告されている国の一いつ。年間 1,000 件以上と推計される（公式統計は過小把握）。2016 年に有名な Qandeel Baloch 殺害を受けて法改正が行われたが、未だに慣習は根強い。 ※「女性の自由」を積極的に表現をしていたパキスタンの SNS インフルエンサーのカンディール・バローチが、「家族の名誉を傷つけた」として実兄に殺害された事件
インド	一部地域で、カースト、家同士の合意、恋愛結婚への拒否などを理由とした殺害が報告されています。「カースト外との交際・結婚」が名誉侵害と見なされるケースもある
バングラデシュ	少女の家出、恋愛、性暴力被害などが原因で「家族の名誉を傷つけた」とされる。
中東・北アフリカ	
ヨルダン	UNFPA の報告では、毎年 15~20 件の名誉殺人が裁判記録に残っている（実数はもっと多いと推定）。
イラク	少女の交際、性的暴力の被害などがきっかけとなり、部族社会の慣習が影響している。
iran	近年も、未成年少女が父親や兄によって殺害される事件が報道され、社会問題化している。
エジプト	UNICEF などの報告で、名誉を理由とした暴力の存在が指摘される。
アフガニスタン	児童婚・強制結婚と深く結びつき、逃げた少女が殺害される例も報告。
東地中海地域	
トルコ	国の司法統計でも一定の件数が記録されている。都市部では減少傾向だが、地方では慣習が残存。
シリア	紛争による法秩序の崩壊も影響し、名誉暴力が把握されにくい状況。

リソースの紹介

The Sexual Exploitation of Children in Southeast Asia



ECPATによる児童買春の地域レポート。2017年9月発行。

https://ecpat.org/wp-content/uploads/2021/05/Regional-Overview_Southeast-Asia.pdf

商業的性的搾取の定義

商業的性的搾取(Commercial Sexual Exploitation of Children:CSEC)とは、子どもが性的行為の見返りとして、金銭・物品・サービス・宿泊・食料・地位などの「何らかの報酬」を与えられる、または約束される行為を指します。

これは 国連「子どもの権利条約(CRC)」選択議定書(OPSC)に基づく国際的な定義です。UNICEFはCSECを「子どもの性を商品化し、売買の対象として扱うすべての行為」と定義しており、以下の行為が含まれます。

- ・児童買春(prostitution)
- ・性的目的の人身取引(trafficking)
- ・児童ポルノ(child sexual abuse material:CSAM)の制作・配信・所持
- ・オンラインを介した性的搾取
- ・性的行為の「交換」として子どもを利用する行為(食料・宿泊・保護との交換など)

重要なポイントとして、以下も共通認識としてください。

- ・国際法では 本人の同意の有無は関係なく搾取とみなす
- ・18歳未満の性的搾取はすべて違法
- ・「商業的」という言葉は「金銭だけ」を指さない(サービスや物の提供も含む)

このように、CSECは「性と子どもの人権が商品化される構造的な搾取」であり、本章ではこの問題に特化して取り扱います。

非商業的性的搾取の扱い

非商業的性的搾取とは、金銭や物品などの報酬の授受を伴わないものの、権力・地位・威圧・心理的支配などを背景に、子どもが性的行為を強いられる行為を指します。家庭内や学校、宗教施設、コミュニティなど、子どもが逆らいにくい関係性の中で起こりやすく、金銭のやり取りがないために外部からは見えにくいという特徴があります。

例えば、「パパ活」、「グルーミング」(手なづけによる搾取)は、商業的搾取と非商業的搾取のどちらに当てはまるでしょうか。一般的には、パパ活は商業的性的搾取、グルーミングは非商業的搾取に分類されます。しかし、グルーミングは、大人が子どもの信頼を得て関係を築き、性的行為へと誘導する非商業的搾取として捉えられます。しかし、非商業的であったとしても、それが入り口となり、児童買春やオンラインでの映像販売など、後に商業的搾取へつながるケースも少なくありません。

性的搾取の広がりと現状

国際機関の最新の推計によれば、UNICEF のレポートでは、世界では年間少なくとも 20 歳未満の女児のうち 1 億 2000 万人が商業的性的搾取(CSEC)の被害を受けているとされています。これは、実に 10 人に 1 人の子どもが被害に遭っているということです。男児も性的搾取の被害者がいますが、特に女児の被害は大きく、性被害の報告は、女児の方が男児の 3 倍以上多いとされていますが、男児もまたリスクにさらされています。子どもの性的虐待と搾取は、世界的に広く存在する重大な問題であり、子どもの健康、幸福、将来の可能性に深刻な悪影響をもたらします。性的虐待を経験した思春期の少女の約半数は、誰にもそのことを話したことがない、10 人中 7 人は助けを求めることがえません。

また、子どもに対する身体的・心理的・性的暴力によって生じる世界全体の経済的損失は、世界の国内総生産(GDP)の 3~8%にも達すると推計されています。

特にアジア太平洋地域では、世界の児童性的搾取の約 70%が集中していると報告されており、続いてヨーロッパ・中央アジア、アフリカ、アメリカ大陸、アラブ地域が続きます。強制的搾取の被害者全体のうち約 21%が 18 歳未満の子どもとなっています。

例えば、ケニアでは「観光業の利益で生活が改善する」と期待する親が、少女の売春を黙認するケースが見られます。UNICEF によれば、この地域の女児の 30%以上が 12 歳以前から性産業に関わっていると推定されており、ジェンダー不平等が児童買春の温床となっています。

経済規模

2024 年に ILO が公表した報告書は衝撃的でした。2024 年に ILO が公表した報告書は衝撃的でした。世界の強制労働によって生み出される不法利益は、年間 2,360 億ドルに達すると推計されており、そのうち実際に 4 分の 3 以上が性的搾取による利益だとされています。これは、犯罪組織が子どもや女性を搾取することで巨額の収益を生み出していることを意味し、強制労働全体の中で性的搾取が最も高収益の部門となっている現実を浮き彫りにしています。ILO は、この額が EU 加盟国クロアチアの年間 GDP に匹敵し、マイクロソフトやサムスンといった世界的企業の年間収益を上回る規模であると指摘しています。つまり、商業的性的搾取は世界で最も利益を生む違法産業の 1 つであり、その莫大な経済規模こそが、児童買春を含む性的搾取がなかなかならない大きな理由の 1 つとなっています。

その、経済規模があるからこそ、貧困地域でのビジネスニーズが絶えません。タイで実施された調査では、児童売春の理由として 85%が貧困を挙げており、家庭内の困難が重なるケースも報告されています。また、ケニアでは「観光業の利益で生活が改善する」と期待する親が、少女の売春を黙認するケースが見られます。UNICEF によれば、この地域の女児の 30%以上が 12 歳以前から性産業に関わっていると推定されており、ジェンダー不平等が児童買春の温床となっています。

児童売春ツーリズム

東南アジアには年間数千万人規模の観光客が訪れ、観光業が国家の主要産業になっている国も多くあります。観光客の中には「性産業目当て」で訪れる人がおり、需要そのものが巨大であることが構造的な問題を生んでいます。

ECPAT International(世界最大の児童商業的性的搾取防止 NGO)の東南アジア調査では、以タイやカンボジアで摘発された外国人加害者は、欧米を中心に 40 カ国以上の国籍に及んでいました。

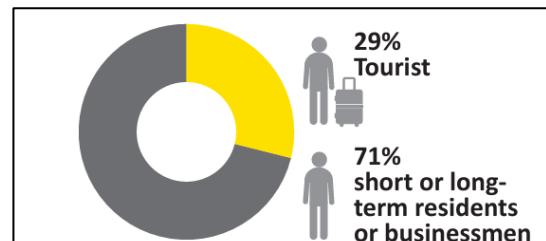
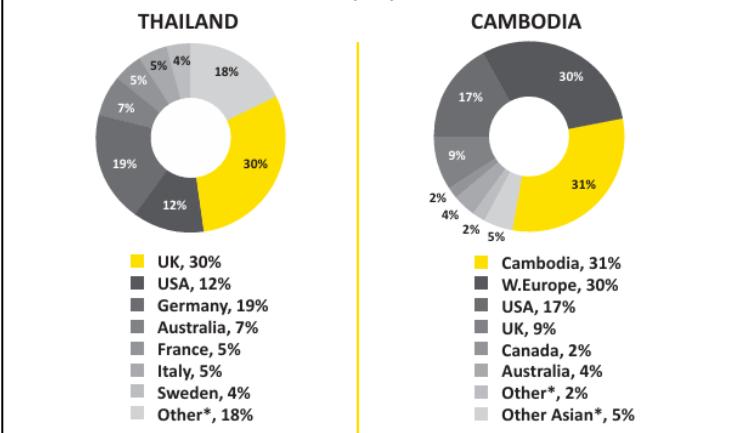
カンボジアの NGO 「Action Pour Les Enfants (APLE)」が、2003 年から 2013 年の間に逮捕につながった 288 件の児童性的搾取事案(加害者 210 名、共犯者 78 名)を分析したところ、加害者は 26 か国の国籍に及んでいました。外国人加害者 170 名の主な国籍は、アメリカ(17.5%)、フランス(11.9%)、イギリス(8.6%)でした。

加害者は全員が男性でしたが、共犯者の 69.2% は女性でした。加害者の内訳は、29%が短期滞在の観光客、残りの 71% がカンボジアに短期・長期滞在していた居住者やビジネス関係者でした。また、加害者の 7%(14 名)は子どもに接する立場の仕事に従事しており、教師が 5 名、NGO 職員が 9 名含まれていました。さらに、外国人加害者の 28%は児童性犯罪の前科があったことが明らかになっています。

他の国の状況も見てみると、インドネシアでは、子どもへの性的搾取を目的とした旅行者(いわゆる “Traveling Child Sex Offender”)が、インドネシア国内だけでなく、マレーシア、シンガポール、タイ、オーストラリア、イギリス、バングラデシュ、日本、韓国、中国、サウジアラビアなど、多様な国から来ていることが確認されています。調査によれば、インドネシアで活動する児童性的搾取加害者には、旅行者だけでなく、駐在員(エクスパット)、さらには船舶乗務員や建設業に従事する男性も含まれています。

オーストラリア連邦警察(AFP)のデータ(2013~2014 年)によると、インドネシアは「オーストラリア人の児童性加害者にとって最も多く訪問された渡航先」であり、この期間だけで 293 件の渡航が確認されました。

Figure 5: Nationalities of foreign child sex perpetrators in Thailand and Cambodia, 2003-2013 (in %)¹²⁹



法執行の弱さ

児童ポルノ犯罪を包括的に禁止し、所持・製造・流布・アクセス・未遂・準備行為まで規制している国は、国際機関の指摘によれば依然としてごく少数です。国際 NPO ICMEC (International Centre for Missing & Exploited Children) が実施した多国間調査では、200 を超える国と地域のうち、完全な法規制を整備していた国は「わずか 5 カ国（豪州・ベルギー・フランス・南アフリカ・米国）」しかありませんでした。さらに、ICMEC が提示する国際基準に事実上準拠している国も 22 カ国 に限られており、世界の多くの国では法整備が不十分な状態が続いています。

また、法律があっても捜査能力が不足している国も多く、INTERPOL の分析では、児童性的搾取関連の国際捜査の 80%以上が「捜査官不足・訓練不足・技術不足」によって遅延しているとされています。特にオンライン犯罪では、暗号化、匿名化、サーバーの海外移設などにより、実行犯を特定できず処罰に至らないケースが多数存在します。

このような法執行の弱さは、児童買春や児童ポルノ犯罪を「低リスク・高収益の犯罪」にしてしまっています。実際、子どもの性的搾取には非常に高い利益率があり、UNODC は人身取引（特に性的搾取）が国際犯罪組織の主要な収入源となっていると指摘しています。法による抑止が弱い国・地域では、犯罪者にとって“捕まる可能性が低く、利益が大きい”という構図が続いており、これが児童買春の根強い原因のひとつとなっています。

オンライン搾取

近年、無視できないのがオンライン搾取です。2024 年 5 月、Childlight（ユニセフや各国政府と協働する国際研究機関）を基に、イギリス・ガーディアン紙が「世界の子どもの 12.6%（約 320 million / 約 3 億 2000 万人）が、過去 1 年間にオンライン性的搾取・虐待の被害を受けた可能性がある」と公表をしました。他にも、ECPAT International が実施した協働研究プロジェクト「Disrupting Harm」によると、アフリカ東部・南部および東南アジアの 13ヶ国で実施された調査では、12~17 歳の子どもたちの中で、過去 1 年間にオンライン上の性的搾取・虐待を経験した割合が最大 20%程度という結果が出ています。

オンラインという特性上、児童性的搾取はより急激に広がっているだけでなく、より複雑に、より困難に、そしてより国際的な問題構造になっています。

オンライン搾取の性質

1. 匿名性の高さ

オンライン空間では、加害者が匿名のまま子どもに接触できるため、特定や摘発が難しくなります。加害者が複数のアカウントを使い分けたり、海外のサーバーを利用したりすることで、国を越えて行われる犯罪も増えています。

2. 接触のしやすさ（グルーミング）

SNS やゲーム内チャットでは、子どもが日常的に大人と接触できてしまうため、信頼関係を装って近づき、性的な画像や動画を送らせたり、実際に会うよう誘導したりする「グルーミング」が深刻化しています。これは報酬の有無にかかわらず、子どもの心の弱さに付け込む搾取行為です。

3. 「自撮り被害」や自己投稿型搾取

オンラインでは、子ども自身が撮影した性的な画像や動画が、脅迫や強要によって送らされたり、SNS のフォロワー獲得や収益化を目的として投稿してしまうケースもあります。一見「自主的」に見えても、その背景には支配、プレッシャー、誤った認識があり、国際的には搾取とみなされます。

4. 拡散のスピードと永続性

一度オンラインにアップロードされた画像や動画は、削除しても完全には消えず、コピーが世界中で拡散してしまいます。被害が「終わらない」ことが、オンライン搾取の最も深刻な特徴の一つです。

5. 児童ポルノ(CSAM)の急増

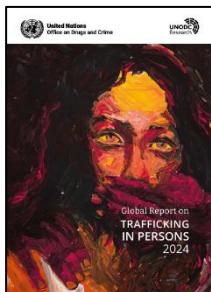
国際 NGO や各国の犯罪対策機関の報告によると、児童性的虐待資料 (CSAM: Child Sexual Abuse Material) の投稿や通報件数は、近年急激に増加しています。ライブ配信型の搾取や、暗号通貨での支払い、AI によるディープフェイク生成など、新しい技術を悪用した手口も増えています。

6. 加害者が遠隔地から操作できる

オンライン搾取では、加害者が海外から指示し、子どもが別の国で被害を受けるケースも増えています。国境を越えるため、捜査や法の適用が難しく、国際協力が不可欠です。

リソースの紹介

T Global Report on TRAFFICKING IN PERSONS 2024



UNODCによる人身取引のレポート。2024年12月発行。

https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/glotip/2024/GLOTIP2024_BOOK.pdf

人身取引(Human Trafficking)とは、弱い立場にある人々を搾取する目的で、強制的な手段や暴力、脅迫、誘拐、詐欺行為を用いて又は脆弱な立場に乗じて、人を獲得・輸送・受け渡したり、労働を強いたり、奴隸化したりすることです。これはパレルモ議定書というもので国際的定義として認識されています。性的搾取と強制労働が、発覚する人身取引の目的としては最も顕著ですが、その他にも、物乞い、偽装結婚、強制結婚、利益詐欺、ポルノ制作、臓器売買といった目的による人身取引のケースも、各国から報告されています。秘密裡に行われているこの犯罪の性質上、正確な被害者数を把握することは非常に困難ですが、女性や子どもたち、戦争・紛争や迫害の影響を受けている人々が特に、人身取引の被害に遭いやすいとされています。

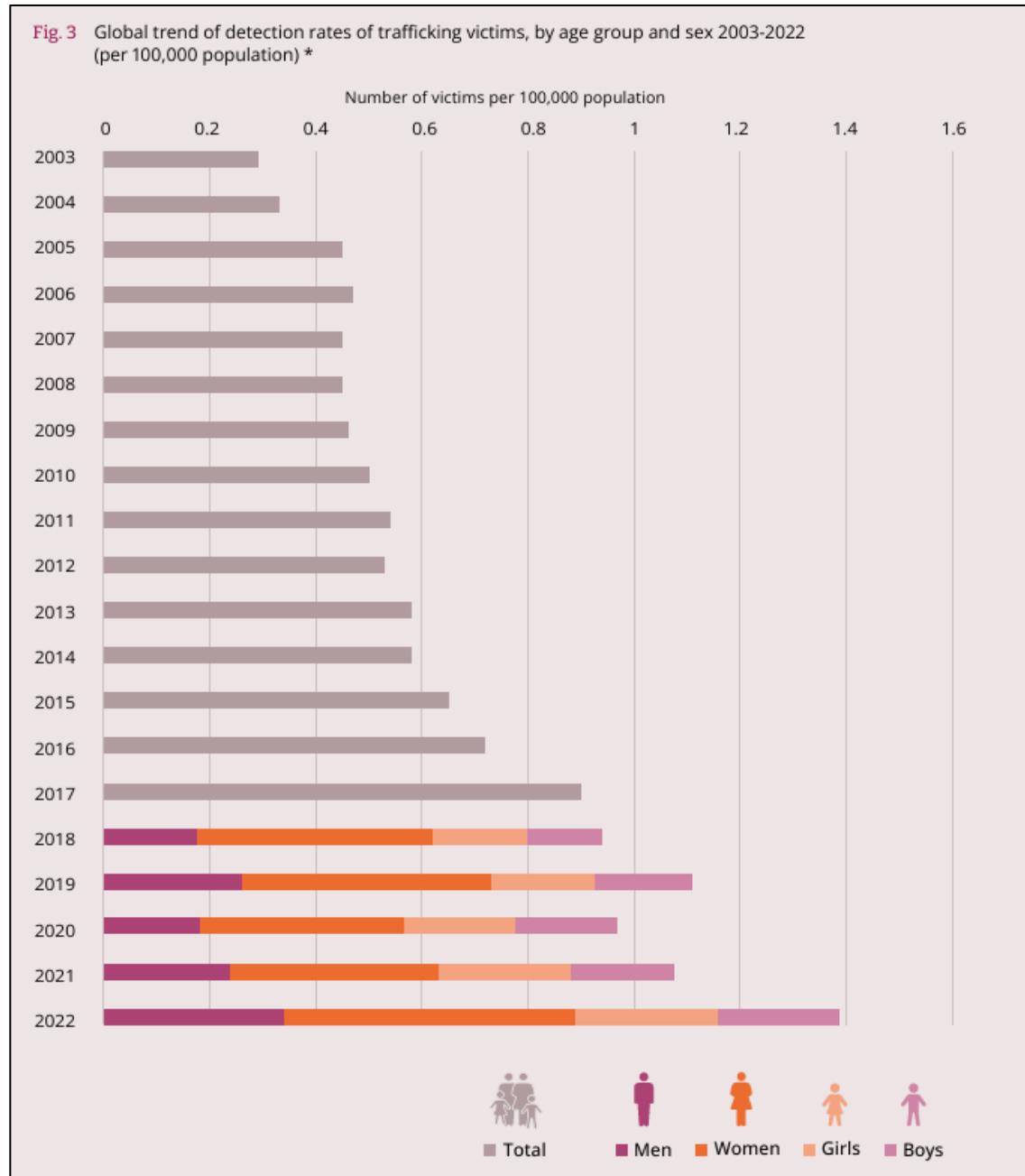
国境を超える責任と主権の問題

人身取引は国境をまたぐことが多く、被害者は出身国・中継国・到着国という複数の国に関わります。このため、「どの国が保護・捜査・処罰・送還を担当すべきか」という責任分担が非常に曖昧になりやすい傾向にあります。そのため、各国は主権の枠を超えた協力体制を築き、保護・捜査・送還の責任を明確化しつつ、移民政策との連携を強化することが不可欠となります。

- ① 出身国：自国民を守る責任があるが、体制不足や汚職で被害者保護が十分に進まない。
- ② 中継国：単に通過地点であった場合、どこまで関与すべきかが不明確になりがちである。
- ③ 到着国：搾取が可視化されるものの、移民政策との衝突が問題となり、被害者であるはずの子どもが不法入国者として逮捕・収容されるケースすら存在する。

人身取引の現状

世界全体で確認された人身取引の被害者数は、新型コロナの影響でいったん減った後、再び増加傾向にあります。2022年には、被害者の検挙件数が世界全体で33%増加しました。この伸びは2021年と比べても大きく、また2020年との比較では25%の増加となっています。



地域別の状況

サハラ以南アフリカ、北米、西ヨーロッパでは、2021年と比べ大幅に検挙件数が増加しました。一方、南アメリカ、東欧・中央アジア、東アジア・太平洋、北アフリカ、中東では、2020年との比較では増加したものの、パンデミック前の2019年よりは依然として少ない水準にとどまっています。その一方で、中央アメリカおよびカリブ海地域では、2021年から検挙件数がむしろ減少していました。

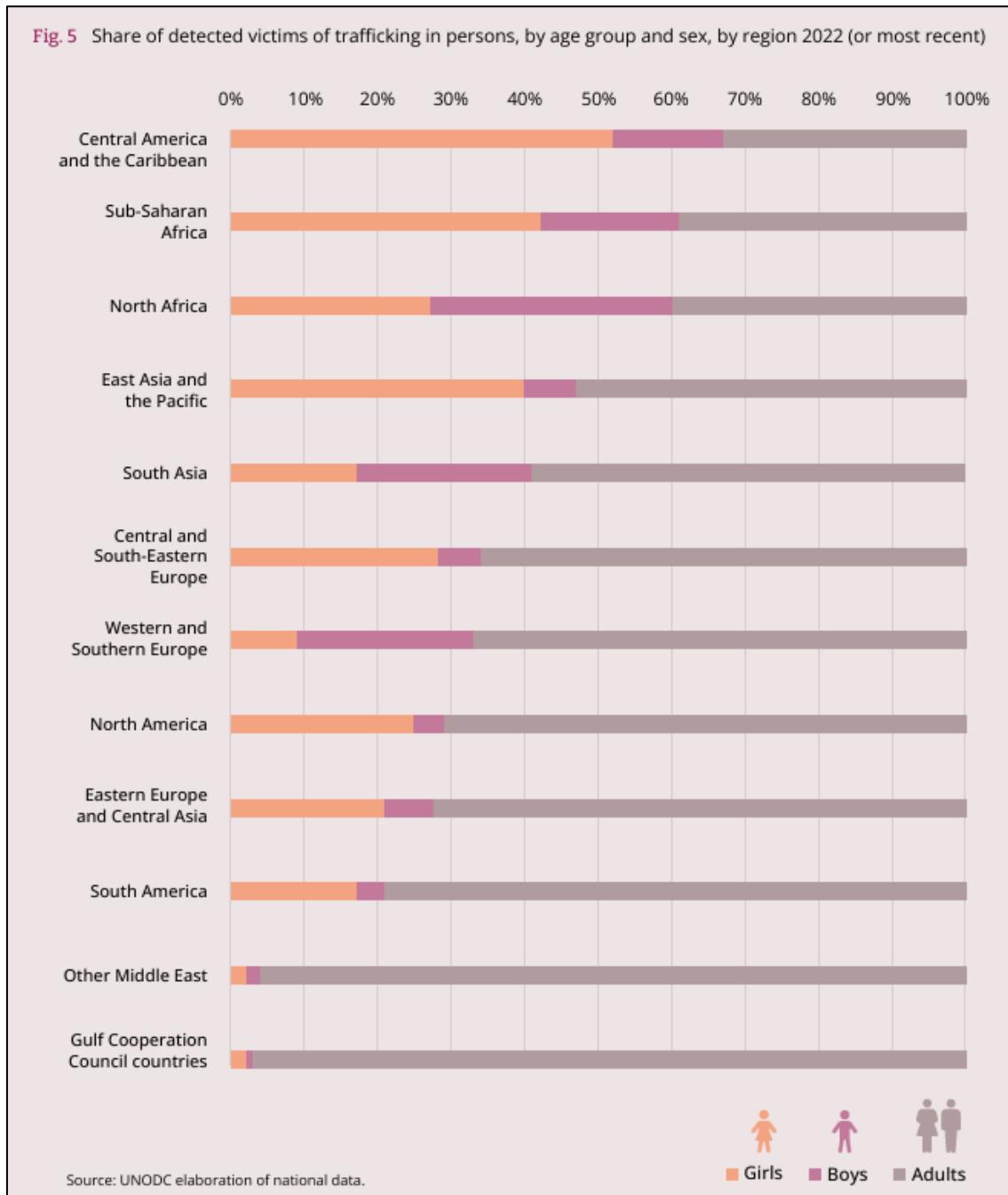


3割以上は子どもの人身取引

世界で確認された人身取引の被害者のうち 38%が子ども（男子 16%、女子 22%）であることが分かりました。



以下は地域別の人身取引の被害者となっている大人・子供の比率に関するグラフです。地域によってその割合は大幅に異なりますが、最大のところでは 6 割以上が子供の被害者となっているところもあります。



人身取引の目的

人身取引の目的としては性的搾取・強制労働に加え、臓器売買などがあります。

右のグラフでは、2022 年の人身取引(成人含む)のうち 36%が性的搾取、42%が児童労働となっています。

子どもに目を当ててみると、男子のケースでは 45%が児童労働ですが、女子は 60%が性的搾取を目的としたものになっています。

Fig. 6 Global trend on detection rates of trafficking victims, by form of exploitation (per 100,000 population) 2003-2022*



Source: UNODC elaboration of national data.

* This result is based on victims detected in 129 countries comprising 61 per cent of the world population reporting

Fig. 4 Share of detected child victims of trafficking, by form of exploitation, 2022 (or most recent)*



子どもの同意の扱い

子どもの「同意」をどう扱うかは、人身取引対策における最も重要な論点の一つです。国際法であるパレルモ議定書は、18歳未満の子どもには同意能力を認めず、たとえ本人が「自分の意思」と述べていたとしても、搾取目的が確認されれば自動的に人身取引とみなす立場を取っています。これは、子どもが搾取の危険性や影響を十分に判断できないという前提に基づくものです。

一方で、一部の国の国内法では「本人が同意していれば犯罪が成立しない」とする規定が残っており、この点が国際法との間で大きなギャップを生んでいます。この不一致は、以下のように深刻な影響をもたらします。

① 加害者の責任追及が困難になる

「子どもが同意した」と主張されることで、強制性や搾取性が軽視され、加害者が処罰を免れる可能性が高くなります。

② 子どもに責任が転嫁される

同意の有無が争点になることで、「自分で選んだのではないか」という誤った自己責任論が生じ、被害者の立場が弱められてしまいます。

③ 被害者として認定されにくくなる

同意があったと扱われることで、支援や保護の対象から外されるケースが生まれ、児童が搾取から抜け出す機会が奪われる恐れがあります。

④ 国際的な捜査・協力を阻害する

各国の定義が一致しないと、国境を越える人身取引の捜査や司法協力が円滑に進まず、犯罪組織の摘発が困難になります。

サプライチェーンにおける違法問題

原材料を作るところから、工場で製品をつくり、お店に届くまでの一連の流れをサプライチェーンと言います。例えば自動車1台を作るには、シートやタイヤを製造する「一次下請け企業」があり、その下請けにも、さらに原材料や細かい部品をつくる「二次・三次下請け企業」が存在します。こうした階層をさかのぼっていくと、一番末端の農場まで10段階以上の長いサプライチェーンが連なっていると言われています。

大手自動車メーカーが直接取引する一次サプライヤーは約200~500社とされていますが、それぞれの企業にもさらに下請けが続くため、1台の車の裏側には、最終的に数万社規模の下請け企業が関わっていると言えます。このように複雑で広範囲に及ぶ仕組みの中では、立場の弱い人々が働くことが多く、特に途上国では深刻な労働問題と結びつきやすいという現状があります。

ラギー原則とデューデリジェンス

では、このサプライチェーンで起きた違法労働や児童労働は、誰の責任になるのでしょうか。かつては「下請けの問題は下請けの責任」と考えられていました。

しかし現在の国際基準はまったく異なります。その基準となっているのが、ハーバード大学教授ジョン・ラギーが策定し、2011年に国連で全会一致採択された『ビジネスと人権に関する指導原則(ラギー原則／UNGPs)』です。ラギー原則では、以下のように、企業には「自社だけでなく、サプライチェーン全体で人権を尊重する責任」があると明確に示されています。



(画像出典:Business&Human Rights Resource Center)

ラギー原則の3本柱

① 国家の「守る義務」

国家は、企業を含むあらゆる主体による人権侵害を防ぎ、保護する義務がある。

② 企業の「尊重する責任」

企業は、自社だけでなくサプライチェーン全体で人権を侵害しない責任を負う。

そのために人権デューデリジェンスを行わなければならない。

③ 救済へのアクセス

人権侵害が起きた場合、被害者が救済を受けられる仕組みを国家と企業が提供する。

人権デューデリジェンス

そして、その責任を果たすための具体的な行動として求められているのが人権デューデリジェンス(Human Rights Due Diligence)です。デューデリジェンスとは、企業が自社の製品がつくる

れる過程で人権侵害が起きていないかを調べ、問題が見つかれば改善し、再発を防ぐための仕組みを整える一連のプロセスを指します。

つまり、たとえ海外の下請け工場で勝手に児童労働が行われていた場合でも、国際社会は「知らなかった」では許されないという立場です。企業は、自社の影響力が及ぶ範囲の責任を負うべきであり、原材料を作る農園から物流の末端まで、どこにリスクがあるのかを把握し、改善する義務があります。

この考え方は、いまや努力目標ではなく国際的なスタンダードです。EU をはじめ多くの国で、サプライチェーンにおける人権デューデリジェンスを義務化する法律がつくられており、違反した企業は高額の罰金、取引停止、入札排除など厳しい制裁を受けることもあります。つまり、サプライチェーンで起きた違法労働や児童労働は、下請け企業だけの問題ではなく、本社企業自身の責任でもあるということが、今の国際社会の共通認識となっています。

大手自動車メーカーの例

日本の某大手自動車メーカーは、群馬県太田市に主要工場を持ち、国内外に大きなサプライチェーンを抱えています。ある日、この工場や関連下請け企業において、外国人技能実習生が長時間労働や違法残業を強いられていた問題が報道されました。実習生が「月 100 時間を超える残業」「深夜作業の強要」「安全教育の不足」などを訴えたケースが複数確認されたのです。

当初、日本国内の工場では「下請け企業の労働違反は下請け側の問題」「本社の責任ではない」とする姿勢が見られました。しかし、これを聞きつけた海外の投資家が血相を変えて、「サプライチェーンの労働問題は企業本体の責任である」と強く指摘しました。その結果、本社は、自社の責任であることを認め、問題解決に主体的に関わる姿勢を見せたのです。

コカ・コーラの国連声明

コカ・コーラ社は、過去にアフリカの砂糖農園など自社サプライチェーンにおいて強制労働や人権侵害が指摘されたことを受け、国連「ビジネスと人権フォーラム」で重要な声明を発表しました。同社の CEO は次のように述べています。

「私たちには、サプライチェーンの隅々で何が起きているかをすべて把握することはできません。しかし、たとえそれがサプライチェーンの中で起きたことであっても、私たちの製品に関わる労働者の人権が侵害されているのであれば、それは“コカ・コーラの問題”です。」

この発言は、国連が定めたラギー原則（国連「ビジネスと人権に関する指導原則」）が求める「企業の人権尊重責任」を強く支持するものであり、国連会議でも好例として紹介されました。これまでのように「下請けの問題は下請けの責任」とする時代を終わらせ、大企業がサプライチェーンの末端まで責任を負うべきだと明確に示した点で、非常に大きな意味を持っています。

この声明をきっかけに、コカ・コーラ社は砂糖原料の農園、加工工場、ボトリング工場などサプライチェーン全体を対象にデューデリジェンスを拡大し、強制労働の排除、監査の強化、労働者保護の仕組み整備など大規模な人権対策を進めています。この姿勢は、他産業にも広がり、現在では多くの企業が「サプライチェーンの問題は自社の問題である」という考え方に基づき、人権デューデリジェンスを行うようになっています。

モデル企業 IKEA

IKEA は、世界のグローバル企業の中でも特にサプライチェーン管理が徹底している企業として広く知られています。同社は「低価格」を追求する一方で、その安さが弱い立場の労働者の犠牲の上に成り立つことを強く否定し、人権尊重をブランドの中核に据えるという独自の姿勢をとっています。児童労働を排除した商品づくり、児童を傷つけないマーケティングとデザインを徹底しています。

IKEA は 1990 年代から、IWAY (IKEA Way of Purchasing) と呼ばれる独自の厳格なサプライヤー基準を導入しました。IWAY は、児童労働・強制労働の禁止、安全な労働環境の確保、給与・労働時間の最低基準、環境基準の遵守などをサプライヤーに義務づけるものです。特徴的なのは、この基準が一次サプライヤーだけでなく、下請け・孫請けといった多層のサプライチェーンまで適用される点にあります。

さらに IKEA は、人権監査を外部委託せず、自社スタッフを工場に常駐させて日常的に状況を確認する方式を採用しています。これは、「形式的な監査では不十分である」という考えに基づくもので、国連が推奨するデューデリジェンスを高いレベルで実践している例とされています。

問題が見つかった場合、IKEA は明確な改善計画の提出と迅速な是正を求め、それが実施されない場合には即時契約解除という厳格な方針を取っています。「知らなかった」「下請けがやったので責任はない」といった言い訳を許さない姿勢は、国際的にも高く評価されている理由の一つです。IKEA はまた、新疆ウイグル自治区など児童労働や強制労働のリスクが高い地域からの綿花調達を停止するなど、利益よりも人権を優先する判断ができる企業として知られています。こうした姿勢は、国連の「ビジネスと人権フォーラム」においてもグッド・プラクティスとして紹介されることがあります。

このように IKEA は、「安い商品=搾取ではない」ことを証明することが企業の責任であるという強い理念を体現しており、サプライチェーンの透明性と人権尊重の面で国際社会をリードする企業の一つとなっています。

投資家の責任

責任ある投資 (Responsible Investment) とは、企業や投資家が利益だけでなく、人権・環境・社会への影響を考えて資金を投じることを指します。この考え方は、近年急速に広まっている ESG 投資 (Environment, Social, Governance) と密接に結びついています。特に「S=社会」の領域には、児童労働の排除、人身取引の防止、児童買春の撲滅、子どもの教育の保障など、今回の会議のテーマに直結する項目が含まれています。

企業はやはり利益のために動いています。しかし、違法労働があると投資してもらえない、物が売れない、となるとどうでしょうか。企業に倫理を求めるとともに、倫理を守らなくてはもうからないというシステムを作ることが、企業を変えるうえで必要です。ESG 投資や人権デューデリジェンスの義務化は、まさにこうした仕組みづくりの一環であり、企業に対して倫理と利益の両面から変革を促す有力な手段となっています。

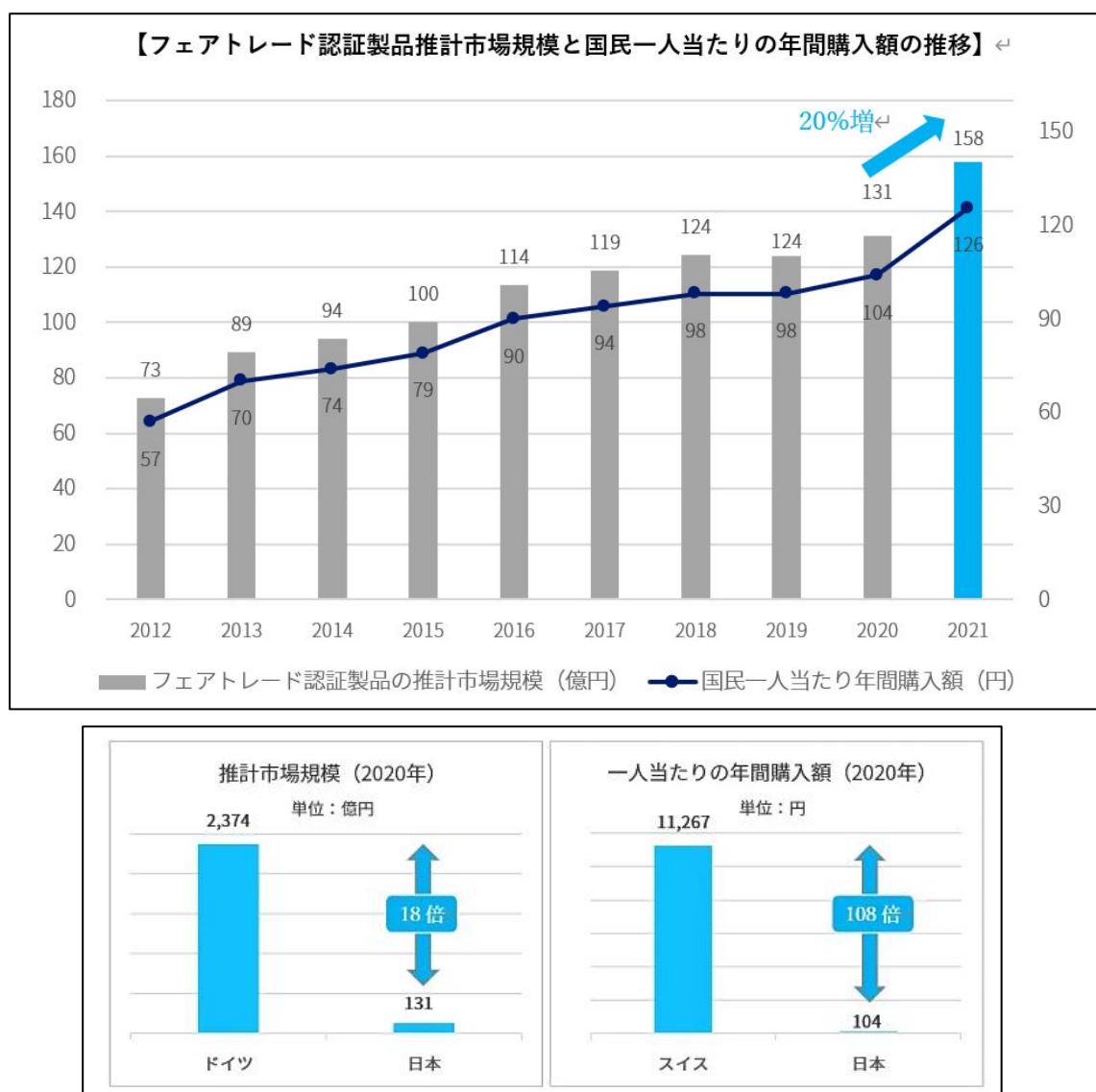
消費者の責任

消費者一人ひとりも、サプライチェーンにおける児童労働や強制労働をなくすために重要な役割を担っています。私たちがどの商品を選ぶか、どの企業を支持するかが、企業の行動を直接左右するからです。例えば、同じチョコレートでも、児童労働を使ってつくられた可能性のある商品と、フェアトレード認証を受けた商品があれば、後者を選ぶことが児童労働をなくす力になります。フェアトレード

ドは、生産者が適正な賃金・安全な労働環境を確保できるようにし、児童労働の排除を義務づける国際的な仕組みです。消費者がフェアトレード商品を選ぶことで、生産地の労働環境改善に直接つながります。消費者の購買行動が企業の売上に直結する以上、企業は「選ばれるために」人権に配慮した経営を行わざるを得なくなります。

一方で、フェアトレードの大切さを語ることは簡単ですが、実際には多くの人ができるだけ安いものを選んでしまうのも現実です。また、日本ではフェアトレード商品が身近な店にあまり並んでいません。欧州と比べると、日本のフェアトレードの経済規模、購入額はとても小さいものです。このような現状において、ただ「意識を高めよう」「倫理的に行動しよう」と呼びかけるだけでは、なかなか消費行動を変えることはできません。

だからこそ、私たち消費者が負担を一方的に背負うのではなく、企業がフェアトレード商品をもっと扱う仕組みや、政府が持続可能な商品を選びやすくする制度を整えることも同時に必要です。そのうえで、消費者の理解、意識を高めていくことが児童労働の削減につながります。



Special Interview

この議題解説書を作成するにあたり、筆者の 1 人が児童労働をなくすための活動をしている NPO 団体「Free The Children Japan」の中谷郁恵さんにお話を伺い、さまざまなアドバイスをいただきました。ここでは、その内容のごく一部ではありますが、抜粋という形でインタビューをご紹介いたします。



中谷 郁恵 さん
海外自立支援事業部 マネージャー
We Movement 事業部 ファシリテーター。

幼少期から海外に強い関心を持ち、高校時代に国際教育開発の道を志す。大学でフリー・ザ・チルドレン・ジャパンと出会い、インド農村部の女子教育を研究。私立校や IB 校での教員経験、JICA での草の根協力事業を経て現職へ。現在は海外自立支援や教材開発、講演を通じて子どもの声を社会に届けている。

Q: Free The Children Japan は家業の手伝いと児童労働の違いをどのように定義していますか。

A: 私たちは、子どもが教育を受ける権利や遊ぶ権利を、プラスアルファのものではなく、子どもの人権を守るために必要不可欠なものだと考えています。そのため、本人の同意があつたり家業であったとしても、労働環境が軟禁状態に近かったり、道徳的・心理的・身体的に健全な成長を阻害する場合、つまり、子どもの権利条約の中で定められている子どもの権利が侵害されている場合は、児童労働だと考えています。

Q: 子どもの権利条約の中で、Free The Children Japan が特に重視すべきだと考える点はどこですか。

A: 子どもの権利条約には意見表明権がありますが、この「意見」が英語原文では *opinion* ではなく *views* と書かれています。子どもが言葉に出す意見だけではなく、感覚や感情などの非言語領域、子どもたちの視点や世界観そのものを大切にすることも重要であると考えています。

Q: 児童婚や児童労働が深刻な地域では、どのような文化的要因が多いのでしょうか。

A: 子どもが働くことが、一般化している地域が多いと感じています。そのような地域では、「子どもは親の所有物」という考え方があるように思います。また、例えばインドでは、特に農村部においては女性の地位が低かったり、カーストの考え方方が文化として深く根付いているため、今世

の環境が悪くても来世がよくなればいいという考え方もあり、このような文化的価値観の影響もあると考えられます。

Q: インド以外の中東地域などでは、宗教や思想によるジェンダー格差はありますか。

A: 中東地域では、宗教的な価値観の影響もあり、「女性は表に出るべきではない」という考え方を持つ人も多くいるため、それが女の子を学校に通わせないことにつながっていると考えられます。例えば、タリバン政権下のアフガニスタンでは、女性は成人であっても一人で出歩くことが禁止されています。また、女子は初等教育しか受けられません。

Q: 女子の地位を上げ、発言力を高めるためにはどうすれば良いでしょうか。

A: 人々の意識を変えることが必要だと思います。私たちはインド農村部で乳幼児をもつ女性に対するヤギの支援を行っているのですが、そのことが女性の地位向上につながっていると聞いています。ヤギを得た女性は、そのミルクや肉を売って収入が得られるようになり、家庭内での発言力が高まった他、村の自治に関わったりできるようになりました。一部の地域では、女性に対する見方も変わったと聞いています。

Q: 現地の政府は、搾取されている児童の規模や数を認識していますか。

A: 認識している場合としていない場合があります。また、認識していても認めていないケースもあります。

Q: 貧困地域における児童労働のサイクルを断ち切るには何が必要だと思いますか。

A: 児童労働の負の連鎖から抜け出すためには、安定した収入を得られる職業に就くことが必要なので、まずは教育が必要だと思います。幼い頃から働いている子どもは「働く力がある」と考える人もいますが、実際には読み書きや計算ができなかったり、コミュニケーションスキルに課題があったりして、大人になってからの就職が難しいのが現状です。私たちは、児童労働をさせられている子どもたちを救出・保護する活動もしていますが、そもそも親が子どもを働かせなくてすむように、貧困家庭の親の収入を向上させるための取り組みも行っています。

Q: 児童取引や児童売春の被害にあった子どものケアには、どのようなものが適切だと考えますか。

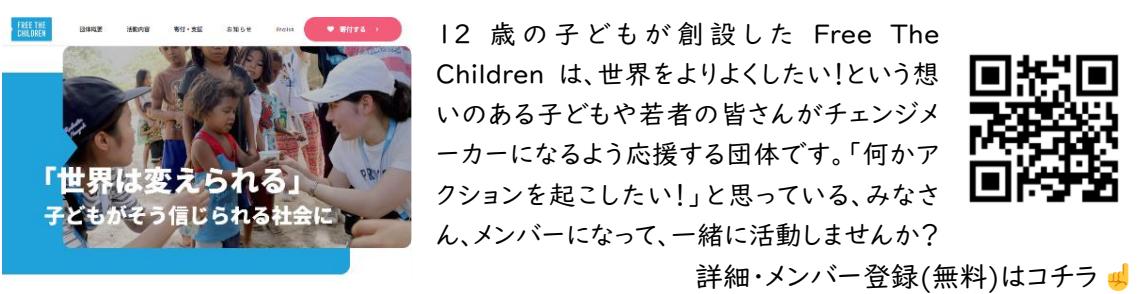
A: 私たちは、安心できる居場所づくりや、被害者同士のピアカウンセリング、専門家によるセラピーが効果的だと考えています。その他、被害を受けた子どもの家族へのケア、被害にあった子

どもが教育を受け自立できるようにする取り組みも有効だと思います。また、加害者を法的に訴え罰する取り組みが、被害を受けた子どもにとって精神的な救いにもなっていると聞いています。

Q: 先進国は児童労働について、どのような姿勢で臨むべきだと思いますか。

A: 先進国の消費者が、まずは自分たちが日常購入する商品がどこで誰の手によって作られたものであるのか知ろうとすること、そしてそれを知った上で、消費行動を見直すことや、児童労働に反対する声を上げることが必要だと思います。また、「世界の軍事費1年分の8割を使えば、世界の貧困が解決する」とも言われています。人として何を優先すべきなのかという、価値観が問われる問題だと考えています。

Free The Children Japan/認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
www.ftcj.org / info@ftcj.org



12歳の子どもが創設したFree The Childrenは、世界をよりよくしたい!という想いのある子どもや若者の皆さんのがエンジニアになるよう応援する団体です。「何かアクションを起こしたい!」と思っている、みんな、メンバーになって、一緒に活動しませんか?

詳細・メンバー登録(無料)はコチラ 



1. フリー・ザ・チルドレン・ジャパンについて

1995年、当時12歳のカナダ人少年クレイグから始まったフリー・ザ・チルドレン。「子どもは助けられるだけの存在ではなく、変化を起こせる力がある。子どもだからこそできることがある。」と信じて活動を続けると、世界に仲間が増え、これまでに45か国以上で390万人の子どもや若者が活動に参加し、その結果、開発途上国に2,000校以上の学校を建設しました。

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンはこの理念に共鳴し、1999年に活動を開始。開発途上国での国際協力に取り組むとともに、日本の子どもや若者が国内外の社会課題に向き合い、自ら変化を起こす手となるようエンパワーしています。現在では1,000人以上の日本の子どもや若者がメンバーとして活動に参加し、より良い世界に向けて行動を起こしています。

私たちは、子どもや若者が自分の力を信じ、より良い世界を目指して行動できる環境づくりに、これからも取り組み続けます。



写真：クレイグ（上段中央）と一緒に活動を始めたクラスメイト

団体のミッション

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンは、社会の一員であり、普段あまり声を聴かれることのない子どもに特に着目し、まずは子どもの権利を守り、子どもの可能性を引き出すことが大切だと考え、2つの「Free」の実現を目指します。

Mission 1

国内外の貧困や差別から
子どもをFree（自由）にする。

Mission 2

「子どもには世界を変えられない」
という考え方から
子どもをFree（自由）にする。

【主な事業内容】

Free The Children Program

《国際協力事業》



教育
健



水



保



収入向上

《国内支援事業》



緊急復興支援

入学進級応援金



食料支援

We Movement

出前授業



教材作成



研修キャンプ



スタディツアーア



Change Makers Fes



政策提言



FREE THE
CHILDREN

認定NPO法人
フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

「世界は変えられる」
子どもがそう信じられる社会に

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山6-6-5 安藤ビル3F
TEL 03-6321-8948 | www.ftcj.org

= 模擬国連をもっと知ろう！もっと楽しもう！=

本会議の参加にあたり、以下の資料をぜひご参照、ご活用ください。

2024年冬会議 国連海洋会議

昨年度の冬会議の様子を報告書、報告動画としてまとめました。

報告書

報告動画

日本語版



English version



模擬国連ガイドマップ

本校の生徒が作成した模擬国連ガイドです。
イラスト入りで分かりやすくまとめています。
特に初心者の方は必見です。



参考資料

<関先生の資料、HP>

MaxClassroom.net www.maxclassroom.net

<国連から出された報告書>

International Labour Organization and Walk Free Foundation. (2017). "Global Estimates of Modern Slavery"

UNICEF. (2015). "Promising Programmes to Prevent and Respond to Child Sexual Abuse and Exploitation"

UNICEF. (2023). "Is an end to child marriage within reach? Latest trends and future prospects: 2023 update."

UNICEF. (2025). "Child labour: Global estimates 2024, trends and the road forward."

UNODC. (2024). "Global report on trafficking in persons 2024."

<国連ホームページおよびデータ>

Children and Armed Conflict. (n.d.). "Optional Protocol on the Involvement of Children in Armed Conflict" <https://childrenandarmedconflict.un.org/tools-for-action/opac/>
ILO. (1976). "Ratifications of C138 – Minimum Age Convention, 1973 (No. 138)"
https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312283

ILO. (2025). 「児童労働、世界に1億3800万人 改善すれど道半ば」

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---travail/---childlabour/documents/reviewreport/WCMS_96844.pdf

OHCHR. (2016). "Children's rights and the 2030 Agenda for Sustainable Development"
<https://www.ohchr.org/en/children/childrens-rights-and-2030-agenda-sustainable-development>

UNICEF. (2019). 「男の子の児童婚に関する初のデータ分析」
<https://www.unicef.or.jp/news/2019/0094.html?utm>

UNICEF. (2019). 「子どもの権利条約採択30周年 国連総会ハイレベル会合 子どもの権利の実現へ 世界が誓いをあらたに」
<https://www.unicef.or.jp/news/2019/0168.html>

UNICEF. (2019). 「2019年は、子どもの権利条約が採択されて30周年です」
<https://www.unicef.or.jp/crc30/news/>

UNICEF. (2025). 「児童労働、子ども1億3,800万人 改善傾向もSDGs目標は不達—ユニセフら新報告書 6月12日は「児童労働反対世界デー」」
<https://www.unicef.or.jp/news/2025/0097.html>

UNICEF. (2019). "Strengthening the Convention on the Rights of the Child: Optional Protocols"
<https://www.unicef.org/child-rights-convention/strengthening-convention-optimal-protocols>

UNICEF. (2023). "Is an End to Child Marriage within Reach?"

<https://data.unicef.org/resources/is-an-end-to-child-marriage-within-reach/>

UNICEF. (n.d.). "Six ways to help end online child sexual exploitation and abuse." https://www.unicef.org/innocenti/six-ways-help-end-online-child-sexual-exploitation-and-abuse?utm_source=chatgpt.com

United Nations. (1990). "World Summit for Children, 29–30 September 1990, New York, United States"

<https://www.un.org/en/conferences/children/newyork1990>

World Vision. (2025). 「教育問題 3 つの原因と解決策。開発途上国の子どもたちのためにできることは？」

<https://www.worldvision.jp/children/report/20250326-394/index.html#t1>

<論文・レポート>

外務省. (2001).「第 2 回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」の概要と評価

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/gh_0112.html

外務省. (2002)「国連子ども特別総会概要と評価」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/children_gh.html

水寄 僚子.(2004).「児童労働への開発における取り組みミレニアム開発目標の達成のために」。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngoshienn/senmon17/pdfs/18_01.pdf

Davy, D. (2017). "The Sexual Exploitation of Children in Southeast Asia."

https://www.researchgate.net/publication/323571686_The_sexual_exploitation_of_children_in_Southeast_Asia

<新聞・ホームページ記事>

ACE. (2002).「第 5 回児童労働撤廃世界会議が開催されました」

<https://acejapan.org/info/2022/06/346889>

ACE. (2020).『ILO すべての加盟国が「最悪の形態の児童労働条約」を批准しました』

<https://acejapan.org/info/2020/08/29634>

ACE. (2025).「児童労働とは」

<https://acejapan.org/childlabour>

ACE. (2025).「児童労働入門講座」

<https://acejapan.org/childlabour/entrance#q8>

ESCAPT/STOP. (n.d.).「第 1 回世界会議(1996)」

<https://ecpatstop.jp/csec/cporn/1996-2>

Golea Cebu. (n.d.). 「【児童婚】子どもが 10 代で結婚と出産をする原因」

https://goleacebu.com/child_marriage/

Gooddo. (2021).「アフリカで起こる人身取引、その背景や目的とは」

https://gooddo.jp/magazine/peacejustice/human_trafficking/africa_humantraffic_king/

Haroon Siddique and Agency. (2024). "More than 300m children victims of online sexual abuse every year." TheGurdian.

https://www.theguardian.com/society/article/2024/may/27/more-than-300m-children-victims-of-online-sexual-abuse-every-year?utm_source=chatgpt.com

Hiroko M. (2025). 「児童婚とは?なくならない理由やネパール・インド・ベトナムなどの実情を紹介!解決に向けた取り組みも解説」

<https://spaceshipearth.jp/child-marriage/>

Humanium. (2008). "Optional Protocol to the Convention relating to the Rights of the Child, on the involvement of children in armed conflicts, 2000"

<https://www.humanium.org/en/protocol-child-soldier/>

ILO. (2024). "Annual profits from forced labour amount to US\$ 236 billion, ILO report finds." https://www.ilo.org/resource/news/annual-profits-forced-labour-amount-us-236-billion-ilo-report-finds?utm_source=chatgpt.com

Joicef. (2015). 「児童婚に関する 10 の神話」

<https://www.joicfp.or.jp/jpn/2015/04/24/31806>

Keaten, J. (2024) "Sex trade to slavery: A UN agency says criminals reap \$236B a year in profits from forced labor." AP News.

<https://apnews.com/article/sexual-exploitation-slavery-forced-labor-united-nations-report-e6a4910e246aa738810e937aac68d8aa>

Siddique, H, and agency. (2024). "More than 300m children victims of online sexual abuse every year." The Gurdian.

https://www.theguardian.com/society/article/2024/may/27/more-than-300m-children-victims-of-online-sexual-abuse-every-year?utm_source=chatgpt.com

Social Act Career. (2025). 「今世界で起きている児童労働を解決|現状を理解し、私たちにできることを見つけよう」

<https://socialactcareer.com/magazine/898/>

Spaceship Earth. (2025)「人身売買(人身取引)が多い国はどこ?日本・世界の現状や事例を紹介!なくすためにはどうすればいい?」

<https://spaceshipearth.jp/humantrafficking/>

The Asahi Shinbun SDGS ACTION. (2022).「児童労働とは 現状や原因、世界・日本の取り組み、主な解決策を紹介」

<https://www.asahi.com/sdgs/article/14586195>

The Gurdian. (2025). More than 300m children victims of online sexual abuse every year.

https://www.theguardian.com/society/article/2024/may/27/more-than-300m-children-victims-of-online-sexual-abuse-every-year?utm_source=chatgpt.com

Universiteit Leiden.(2019)."The CRC Framework"

<https://www.childrensrightsreform.org/what/the-crc-framework/optional-protocol-to-the-convention-on-the-rights-of-the-child-on-the-sale-of-children-child-prostitution-and-child-pornography-opsc#:~:text=The%20OPSC%20sets%20standards%20for,special%20rules%20or%20extradition%2C%20and>

World Vision. (2025). 「児童労働の現状と解決策ー私たちにできること」

<https://www.worldvision.jp/children/report/20250325-504/index.html#t1>

World Vision. (n.d.). 「人身売買」

<https://www.worldvision.jp/children/trafficking/index.html>

アムネスティ・インターナショナル日本. (n.d.) 「子どもの権利」

https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/child_rights/

公益財団法人 日本ユニセフ協会. (2023). “児童婚:世界で 6 億 4,000 万人~45%が南アジア、20%がサハラ以南【プレスリリース】”

<https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000002131.000005176.html?utm>

児童労働ネットワーク. (2017). 「いま、世界の子どもの 10 人に 1 人が「児童労働者」」

<https://stopchildlabour.jp/2018/about/>

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン. (2022). 「国内フェアトレード 2021 年市場規模 158 億円、昨年比 120%と急拡大」. PR TIMES.

<https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000000006.000082348.html>

外処 康平. (n.d.). 「児童労働の現状とは? 原因から私たちにできることを考えよう」

<https://naruhodosdgs.jp/child-labour/>

長谷川 真一. (2017). 「特集 世界の働く子供たち: 児童労働と ILO の取り組み」.

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2017/07/ilo.html>

平野 裕二. (2024). 「国連総会、デジタル環境における子どもの権利に焦点を当てた決議を採択」

<https://note.com/childrights/n/ne0110129389b>

プラン・インターナショナル・ジャパン. (2025). 「児童婚、世界で 6 億 4,000 万人 45%が南アジア、20%がサハラ以南 ユニセフ最新報告書発表、SDGs 達成には程遠く」

https://www.plan-international.jp/press/2025_1002/?utm_source

<その他の関連ホームページ等>

特定非営利団体活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン <https://ftcj.org/>

ILO <https://www.ilo.org/>

UNICEF <https://www.unicef.org/>

United Nations <https://www.un.org/en/>